平成27年第4回基山町議会(定例会)会議録(第2日)														
招集年月日 平成27年12月7日														
招集の場所	基山町議会議場													
開閉会日時	開会	平成27年	F12月 8 日				時 30分		議	長	鳥	飼	勝	美
及び宣告	散会	平成27年	三12月	8 =	1	1	4時38	3分	議	長	鳥	飼	勝	美
応 (不応)	議席 番号	氏	名		出の	出席等 議 の 別 番-		氏			名		出席等 の 別	
招議員及び	1番	松 石	健 児			出	8番	γī	可具	野	保	久	出	
出席並びに	2番	大久保	由 美	子		出	9番	Ē	重 村	公	_	徳		出
欠席議員	3番	末次		明		出	10番	J	ξ ,	Ц	勝	代		出
山庄19夕	4番	桒 野	久	明		出	11番	1	1 /	П	義	則		出
出席13名	5番	久 保 4	山義	明		出	12番	木	公	石	信	男		出
欠席 0 名	6番	牧 薗	綾	子		出	13番	ļ	帚 角	詞	勝	美		出
	7番	木 村	照	夫		出								
会議録署名議員 9番			重	1 松		- 1	徳	10番	:	大	Щ	勝	1	T
職務のた& 出席した者		局長) 田 - 勝	券 美		(係長) 藤 田		田 和 彦			(書記 髙		英	斗	
	町	長	小	森	純		こど	ŧ	課長	111	鶴	田	しの	ぶつ
地方自治法	副	町 長	松	田	_	也	産業	振	具課:	長	土	田	竜	_
第121条	教	育 長	大	串	和	人	まち	づくり	り課長	i c	熊	本	弘	樹
第 1 項 に より説明の	総務企	画課長	酒	井	英	良	建設	艾龍	果長	<u>i</u> .	古	賀		浩
ため出席	財 政	課長	城	本	好	昭	会 計	管	理者	<u>z</u>	木	村		司
した者の	税務	課長	平	野	裕	志	教育	学習	課長	į	内	Щ	+	郎
職氏名	住民生	活課長	安	永	宏	之	こども	課保	育園·	麦	渡	邊		稔
	健康福	i 祉 課 長	天	本	正	弘	まちづ	5 くり 	課参	事	冏	部		博
議事	日程 別紙のと				5 9									
会議に付し		別紙のとおり												
会 議 の	経 過		別紙のとおり											

会議に付した事件

-		
日程第1		議案第17号の訂正請求の件
日程第2	議案第34号	基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
		の制定について
日程第3	議案第38号	基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
		一部改正について
日程第4	議案第35号	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
		改正について
日程第5	議案第36号	基山町税条例の一部改正について
日程第6	議案第37号	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第7	同意第5号	基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		T
日程第8	議案第39号	電子黒板、電子黒板用ノートパソコンの取得について
日程第9	議案第40号	基山町立図書館新館用備品の取得について
日程第10	議案第41号	基山町老人憩の家の指定管理者の指定について
日程第11	議案第42号	福岡県小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させるこ
		とに関する協議について
日程第12	議案第43号	平成27年度基山町一般会計補正予算(第4号)
日程第13	議案第44号	平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第14	議案第45号	平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
		号)
日程第15	議案第46号	平成27年度基山町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第16		議会改革特別委員会の設置について
日程第17		委員会付託

~午前9時30分 開議~

〇議長(鳥飼勝美君)

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしま した。

これより直ちに開議します。

日程第1 議案第17号の訂正請求の件

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第1. 議案第17号の訂正請求の件を議題とします。

町長から議案第17号の訂正請求がありました。訂正の理由を求めます。小森町長。

〇町長(小森純一君)(登壇)

皆さんおはようございます。

それでは、早速でございますが、議案第17号の訂正請求の提案理由を申し上げさせていた だきます。

議案第17号の第5次基山町総合計画基本構想及び基本計画につきましては、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、平成27年6月に本議会へ議案を上程させていただき、第5次基山町総合計画特別委員会に付託され協議をしていただいておるところでございます。

今回の訂正につきましては、その第5次基山町総合計画特別委員会での協議により基本構 想及び基本計画の記載事項の文言や表現について訂正をさせていただくものでございます。 どうかよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ただいま町長の訂正の提案理由がありました。議案第17号の訂正に対する質疑を行います。 重松委員。

〇9番(重松一徳君)

内容については説明しないんですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

補足説明はないと、もう。ということですけれども。本会議の中で。では、補足説明させます。酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

それでは、第5次基山町総合計画基本構想及び基本計画の訂正請求の内容について補足説明をさせていただきます。

別紙のほうで説明させていただきたいと思います。

先ほど町長が申し上げましたとおり、特別委員会の中で御協議をし、その内容について今 回訂正させていただくものでございます。

まず、ページ2についての「基山バスストップ」としての役割としておりましたけれども、 これにつきましては正式名称ではございませんので、削除をいたします。

それから、ページ5の基山、福岡と佐賀をつなぐ大きな情報基地ということですけれども、 これにつきましてはもう少し範囲を広げまして、九州に向けての基山、情報の発信基地とい うふうにいたすところでございます。

それから、10ページから55ページのSGK(すごか)シニアプロジェクトにつきましては、 もう既にSGKの中にシニアが入っておりますので、「シニア」を削除をいたします。

それから、26ページから68ページの「担当課」を「主な担当課」ということで、26ページから60ページについては、その主な担当課の訂正をいたしているところでございます。

それから、27ページから69ページの各計画につきまして「策定中」、それから「仮称」、 それから「何期」というような表現をしておりましたけれども、これについては計画の名称 ということで、簡潔に表現をかえさせていただいております。

それから、46ページの「モール商店街」ということで限定しておりましたけれども、「モール商店街をはじめとしたまちなか資源」というふうに変更をいたしております。

それから、47ページの「モール商店街や商工会」としておりましたけれども、これにつきましても限定しておりましたので、「商店街や商工会」というふうに文言の変更をいたしております。

それから、52ページから61ページにつきましては、総合計画の各施策の順番を入れかえて おります。

それから、59ページにつきましては、「提供しよう」というのが施設の提供とかそういう 捉え方をされますので、「作ろう」というようなことに表現の変更をしております。

それから、61ページについては、「まちの整備」を「まちづくりの整備」という表現にいたしております。

それから、65ページにつきましては、「DV」という表現を入れたらいいというような協

議がありましたので、表現を変更いたしまして、「DV」というような表現を挿入いたして おります。

それから、69ページに公共施設の管理については、「管理運営」というふうな表現ではなくて、「整備を図ります」というようなことで表現の変更をしているところでございます。 補足説明については以上でございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

補足説明が終わりました。質疑ございませんか。重松議員。

〇9番(重松一徳君)

先ほどの説明で、SGK(すごか)シニアプロジェクトをSGK(すごか)プロジェクトに変更するというふうな説明で、これは特別委員会の中で、それこそSGKプロジェクトとSGKシニアプロジェクトが混合しているという形で、どちらかに統一したほうがいいというふうな形で今回「シニア」を削除されているわけですけれども、もともとSGK(すごか)というのは何を指しているのか。SGKの中にシニアが含まれているというふうな説明ですけれども、このSGKという本来の意味について説明をお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

SGK(すごか)シニアプロジェクトにつきましては、総合計画の基本計画の中で、37ページの上段のほうに「SGK(すごか)シニアプロジェクト」ということで、詳細についてはここに規定をいたしております。

その内容といたしましては、Senior makes Great Kiyamaということで、シニアがつくるすごい基山ということで、基山町の宝でもあります経験豊かなシニア層を「す <math>(Su) ご (Go) か (Ka) シニア」として登録をいたしまして、地域貢献と生きがいの創出、健康志向の引き上げなどを目指してプロジェクトを設定しているところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

河野議員。

〇8番 (河野保久君)

ほかのところは大体特別委員会の中で理由の説明があったので大体理解できるのですが、

26ページから61ページの担当課の訂正のところがあるじゃないですか。いろいろ担当課を削除したり、それから追加になったり。その辺の理由を簡単にもしあれだったら説明していただけませんか。これは何で削除したのか、何でこれを追加したのか、その辺の理由がわかれば説明してください。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

まず、この担当課については、「担当課」ということではなくて「主な担当課」ということでしております。この内容については、各項目ごとに主な担当課をもう一回見直しまして、そして各担当課にそれをまた再確認をさせて、今回主な担当課をもう一回見直して今回修正を図ったということでございます。

内容については、ここにありますように、36ページの健康福祉課を省いております。これは、健康福祉課についてはシニア層が入っているということで、高齢者というようなことで健康福祉課が入っていたのではないかなというふうに考えておりましたけれども、実際そういう部分もありますけれども、この基山式まなびの中では、そういう福祉面ではなくて、そういうシニア層の健康志向の引き上げというのがありますけれども、そういう意味合いもありますけれども、主な担当課としては今回は外しているというようなことでございます。

それから、44ページの産業振興課ということでございますけれども、これにつきましてもまちづくり課のほうが、市街化区域の拡大とか近隣市町との広域連携の情報発信とかということでまちづくり課が主な担当ということで入ってくるというようなことで見直しをいたしております。

以下もそういう理由でもう一回見直しまして、今回主な担当課ということでもう一回、特別委員会の中でももう一回見直したらいいんじゃないかということもありましたので、もう 一回一項目一項目ちょっと精査をして見直しているということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第17号の訂正に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第17号の訂正を許可することに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

異議なしと認めます。議案第17号については、既に第5次基山町総合計画特別委員会に付 託しております。訂正があった内容で第5次基山町総合計画特別委員会での審査をお願いい たします。

日程第2 議案第34号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第2. 議案第34号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

うちの委員会の所管ですので、そこでまた詳しくお聞きしますが、ちょっと基本的なことをお伺いいたします。条例制定の背景として、基山町の行政運営が非常に効率化されるというようなことが書かれてあるわけですが、それは具体的にどのように効率化されるのですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

これにつきましては、事務の効率化ということで今回番号法もそういうふうな趣旨で制定されているわけですけれども、これにつきましては、番号法で規定されております法定事務については、将来的にはそういう所得証明とか住民票とかそういうものが添付が必要でなくなりますので、そういう事務の効率化は図れるというふうなことで言われております。

今回の条例で制定します事務についても、これを制定しなければ、今までと同じように添付書類を所得証明とか住民票、それから滞納がない証明とかそういうのを何枚も添付書類として添付して申請をしていだたくということになりますけれども、ある意味、番号法が片割れでは施行されてそういう添付事務が必要ないというようなことで事務効率が図られているのに、片方、この条例を制定していないということでそういう添付書

類の添付義務が発生するということはやはり基山町の町民にとっても事務処理上非常に 効率が悪くなるということで、今回この条例を制定して、事務の効率、それから住民負 担の軽減を図るということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

そうすると、例えば職員の定数を減らすということもあり得るのですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

添付書類を減らすということで、そこまでの事務効率ということにはならないかと思います。この事務処理はある程度限定されて全般にわたっていくと思いますので、各課では事務によって人員1人削減できるとか2人削減できるとかというふうには考えておりません。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

最後ですけれども、職員の事務負担、これが軽減されるとはちょっと考えられません。 かえってふえるのではないかというふうに感じるわけですけれども、それは減ると。こ のことによって、効率化されることによって職員の業務上での負担は減るということは 確認していいですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

確かに事務の効率が図れるということで事務負担が減るところもございましょうし、 例えばこの番号法の施行によって住民係等は負担がふえるということで、全部が負担が 軽減されるということはないと思います。例えばふえるところもあれば、一般的に申請 とかそういう部分では減るというようなことにはなるかと思いますけれども、ふえると ころも一部発生するというようなこともあるというふうに認識しております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。大山議員。

〇10番 (大山勝代君)

私はもともとこのマイナンバー制度には疑義を持っていますので、具体的なことでこんなことを質問しておかしくないのかなと思いますけれども、例えば近所のひとり暮らしのお母さんとか、受け取ったけれども大事にしておかないとということもありますよね。例えば私の場合として、確定申告をするというときに、私がマイナンバーをちょっと書類を持っていっていないというようなときはどうなりますか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

基本的にはマイナンバー法については本人確認が原則となっておりますので、基本的にはマイナンバーの通知カードとか免許証を確認することになるかと思いますので、必ず持ってきていただくのが原則になるかと思います。ただ、持ってきていなくても、わざわざ取りに帰りたくないとかそういうことであれば、住民票の写しとかが必要になってくるというふうには考えて、その住民票に個人ナンバーが書いてありますので、まず自分を確認していただく必要があるかと思いますので、そういう部分は必要になってくるというふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。重松議員。

〇9番(重松一徳君)

私も所管ですので、基本的なところだけ質問いたします。1つは、これは附則で書いてありますように平成28年1月1日から施行するというふうになっています。では、その前までに各住民の方に通知カードが送付されているのかという問題もまた出てきます。それこそ報道では年を超えると、来年までなるというふうに言われています。基山町のまずこの通知カードの配送状況、送付状況を説明してください。

それから、この議案第34号は、それこそ役場、行政がこのマイナンバーを利用するというのと特定個人情報の提供、いろいろな庁舎内で持っている情報をいかに効率よくまた連携してやっていくのかというふうな中身です。それと、これは各住民一人一人に大

変個人情報の関係では影響ある問題で、ほかの市町、自治体ではパブリックコメントを 求めているところも結構多いんですね。基山町はまちづくり基本条例でも重要施策につ いてはパブリックコメントを求めてというふうになっていますけれども、基山町は今回、 パブリックコメントは求めていません。これについて、なぜ基山町は今回求めなかった のかという部分が2点目。

それから、今回の中身、これは国の行政手続の法律に基づいてされているわけですので、例えば第2条、定義。これを読んでみて、ほとんど町民の方は意味がわかりませんね。法第2条第5項に規定する個人番号をいうとか、全部法に基づいた部分での書き方なんですね。これで本当に理解できるのかと。では、この法律、書いてありますように行政手続の法ですね。これはどこに記載されているのかと、この条例の中で。それからひもとかなければならないというふうになります。基山町の条例ですので、基山町民の方が読んで理解できるためにはこれを別にどこかに添付しなければならないみたいな文章になっていますね。これは基山町だけではなくてほかの市町も大体こういうふうな書き方になっていますから、必ずしもこれが間違いというわけではないんですけれども、いかに町民の方に理解できるように書くのかというのは、私は執行部の使命と思いますから、この辺についてやはり検討すべきではないのかと思います。

特に大事なのが情報提供ネットワークシステム。この情報提供ネットワークシステムというのはどういうふうなネットワークなのかと。これによって大きく個人情報も関係していますし、個人番号の利用の方法も検討するわけです。私もいろいろ今回の部分を検討すると、これは全て庁舎内でのやりとりですね。例えば町長部局、教育委員会部局にしてもそうですけれども、全て庁舎内の部局でのやりとりの中で規定されている部分です。そうすると、これは庁舎内ですから皆さんはいいのでしょうけれども、これを利用する町民の方は一体どのようなところで私たちの手続をすればいいのかというのは、全く今までどおりと変わらないんですね。だから、先ほど説明があったように、書類が簡略化されますとかいろいろ言っても、それは行ってみて初めてわかるんですね。

今、これは国のほうが、今度のマイナンバー制度を利用するに当たって庁舎内での連携体制を構築しなければならないんだというのが書いていますね。早い話が、ワンストップで役場に行って、例えば総合案内窓口があれば、そこに行けば全ていろいろな手続ができると、そういうところまで今回のこのマイナンバー制度を利用することによって

行政サービスが進んでいくのだというのを片方では出しているんですね。でも、それが 実際今のこの1日からそこまで見越した体制になっているのかと。来年1日から。ちょ っと基本的になりますけれども、これについて説明をお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

安永住民生活課長。

〇住民生活課長 (安永宏之君)

1点目の配布状況について御説明いたします。11月の半ばぐらいから発送が始まりまして、6,535世帯に発送しているところでございます。11月30日、先週の月曜日の日に郵便局さんのほうが一通り全戸に配布を終了したという御報告を受けております。それで、今現在返ってきているのが300通ちょっとぐらいが返ってきております。まだ保管期限がきょう、あすぐらいまで、きょうぐらいに恐らく最初になるのではないかと思いますので、きょうとあしたでまたかなりの数が返ってくるかと思います。400通に届くのか届かないのかわかりませんけれども、そのくらいが返ってくる予定です。そのうちに、転出をされた方については転出先のほうで発行ができますので、そういった方についてはちょっと除外をしまして、今、保管期限を過ぎた分の方が返ってきている分については約200通ぐらい普通郵便で役場に保管しておりますので、免許証等の個人を証明するものを持って取りにきてくださいという案内を差し上げているところでございます。

以上です。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

まず、パブリックコメントでございますけれども、基山町では一応基本計画とかそういう基山町の施策についての計画等を定める場合にはパブリックコメントをとるということになっておりますので、これは法の施行で、もう番号法が施行されますので、基山町ではパブリックコメントをとらなかったということでございます。

それから、ネットワークシステムについては、これは町外の機関と情報をやりとりする場合に必ず本人がどういう情報をやりとりしたかということを確認するためにこういうネットワークをつくっておりますので、この情報提供ネットワークを使ってやることになりますので、こういう情報ネットワークシステムというのが構築されているところ

でございます。これにつきましては、この条例ではこの議案の2ページのただし書きの 規定ですけれども、法の規定により、情報ネットワークシステムを使用してできる場合 はこの限りでないということで、法でされる場合はこの限りでないということで文言的 にはここに入っておりますので、定義としてはこういうことで、ここで記載をしている ところでございます。

それから、連携の意味ですけれども、この連携の意味については、庁舎内の連携については、例えば乳幼児医療で税情報が必要であれば、税情報との連携を役場でいえばこども課と税務課が連携をするという意味の連携でございます。ですから、庁内でそういう情報のやりとりをしていく、そしてその情報のやりとりについては必要最小限で事務執行ができる範囲において事務のやりとりをするという意味でございますので、ワンストップとは、ちょっとこの意味の連携というのは違うというふうに思っております。ただ、私が申しましたように、各課が持っている情報の必要最小限でやりとりができる、その連携をできるというようなことで庁内連携というふうに考えております。

それから、庁内提供については、この連携ではなくて、他機関との提供になりますので、ただ「提供」という文言になっているということでございます。

それから、この定義規定ですけれども、法律、条例につきましては、第2条のような定義規定になっております。これをもう少し詳しく解説するということであれば、この法律の逐条解説等をつくるとか、そういうのを見て判断をするというふうなことにしかならないのではないかというふうに考えております。ですから、まちづくり基本条例については町のほうでもまちづくり基本条例の逐条解説をつくっておりますけれども、そういう逐条解説をつくって住民の方に公表していくとそういう形になるのかなというふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松委員。

〇9番(重松一徳君)

それこそパブリックコメントを求めなかったという部分については私と解釈の違いで、 私は今回の場合は求めるべきだったのかなというふうに実は思っています。

それから、マイナンバー制度が導入という形で説明を受けたときに総務企画課長のほうからも説明を受けたのですけれども、社会保障、税、災害対策の行政手続に今からこ

れは大変必要なんだというふうな説明です。今回の場合は、例えば基山町の行政の手続については今回規定されていますけれども、例えば社会保障の関係でいえばいろいろな部分、国との関係、県との関係も出てきますし、いろいろな関係の連携も出てきます。それから、税となれば、それこそ例えば確定申告のときにこのマイナンバー、個人番号を記入するようになるためにはまたこれは違った条例が必要になってくるのかなと。災害になればまたそれで違う条例が必要になるのかなと。今回の条例はあくまでも行政手続における部分だけですので、今後のこのマイナンバー制度を利用することによって、どういうふうなあと基山町の中で条例を策定しなければならないのかというのは検討されていますか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

今後の条例につきましては、これにつきましては、基山町が法律で定められたもの以外のものを連携するということで今回条例制定をしているわけですけれども、今後、こういうものが出てくればどういうものを想定するかというのはちょっと私も今後そういう施策によって変わってくるかとは思いますので、そういう部分、災害、それから福祉、そういう関係の事業であれば当然連携する必要があればこの条例を改正するということになるかと思いますけれども、条例改正等が必要になってくるかというふうに思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

それから、これが一番大事なんですけれども、私は個人番号を利用しませんと、今までどおりのやり方で申請手続をしますという形になったときに、例えば、いや、個人番号を書いていないので受け付けできませんとか、そういうのがないというのが私は前提だろうと思いますけれども、そういうことによって手続がおくれるとか却下されるとかというのが、どのような取り扱いをするのか。今までどおりの申請手続等をされた場合と個人番号マイナンバー制度を利用して手続された場合と取り扱いに違いがあるのか説明をお願いします。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

取り扱いについては差はないと思いますけれども、申請において、先ほど申し上げました例えばいろいろな添付書類が要るようならば、いろいろ自分の手数料を支払っていただいて今までどおりの申請をしていただかないといけないというふうに、そういうふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。河野議員。

〇8番(河野保久君)

済みません。ちょっと細かいところでわからないところがあるので教えていただきたいのですが、この条例の中の第3条の町の責務というところがあるのですが、町の責務、このマイナンバーを運用するに当たって町の責務って基本的にどういうことなのかというのが僕はまだちょっとわからないところがあるのです。文言の中に「国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする」と書いてあるのですが、何かこれは具体的にどういうことを指すのか、この辺がちょっとわからないのですが、御説明いただければと思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

これにつきましては、番号法の中でも地方公共団体の責務ということで第5条のほうに規定されて同じような文言になっているのですけれども、これにつきましては、やはり情報漏えいとかそういうなりすまし防止とかそういうものをやりながら、そういうものについては国と連携をして個人情報保護を徹底しながらそういう地域特性の施策を実施するということで、あくまでも情報管理を国それから地方を挙げて厳密にやっていくということでこういう国の責務、番号法では第4条で国の責務というのを挙げておりますし、第5条で地方公共団体の責務というのを挙げておりますので、これは国、地方挙げて、この間の年金機構ではないですけれども、そういうものがあるともう国のほうは年金機構にはこの番号法自体を使わせないというようなことでやっているみたいですけ

れども、この番号法自体がちょっと危惧されるようなことになりますので、そういうことがないということで、国、地方挙げてそういうことに取り組んでいくということだろうと思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。木村議員。

〇7番(木村照夫君)

確かに来年の1月から個人番号カードが希望者に交付されます。行政側はもう手続が 簡単になって仕事の効率化が図られると。その場合、いっぱい書類を持ってきてこれお 願いしますと。そういうときに行政側はこのマイナンバーカードをつくりなさいと、そ ういう指導とかなされるのか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

本人の自由意志でつくられると思いますので、つくりなさいという指導はしていないと思いますけれども、1月からはそういう例えば証明事務とか免許証と同じようにこれ1枚あれば本人確認ができますよということである意味推奨しているのかもしれないですけれども、そういうことでつくらないといけないですよというような強い指導というのはしていないというふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

木村議員。

〇7番(木村照夫君)

これはあくまでも個人の希望でしょう。ですから、つくらない、つくる人、それはもう個人の勝手であって、個人情報の漏えいとか考える人もおりますから、仕事の効率化だけならば普及しないんだとなってきた場合、どう捉えていくかというのが大きな問題だと思うのです。つくらないんだよという人がいっぱいいらっしゃいます。そういう観点で、どこまでこれを普及していくのか。国も基山町も一緒なんですけれども、それをどう思っているのか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

将来的にはやはりこういうカードの普及が進んでいくものというふうに考えております。このカードの中にチップが入っておりますので、そのチップの中の空き容量については、また独自で利用してもいいということで、例えば図書カードとか、それから例えばコンビニで何か住民票とか発行する場合のそういうシステムというかそういうものを入れたりいろいろなことができますので、将来的には番号法とは少し違ったやり方で利用してもいいということになっていますので、そういう利用のされ方がされていけば普及につながっていくし、証明もこれ1枚でできますので、免許証と同じように非常に便利なものになっていくので、普及は進んでいくものというふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

今回の制度は全町民全てにかかわる問題であると思うのですけれども、この提案が12 月議会にされたということでありますけれども、6月、9月になぜ上程しなかったのか、 それの理由をお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

9月におきましては番号法に係る個人情報の反映について条例をお願いをいたしまして、これにつきましては、まだその条例を制定していないところもあるし、こんなに詳しく条例を、実際施行をしますけれども、実際運用していくのはもう少し先になるということで、番号法の第2表の部分だけ適用させると。京都とかはもう9月でそういう第2表だけ適用させるとか、それからまだ先伸ばして条例制定はまだ先にすると、全国市町村によってもこういう考え方がばらばらでございますので、基山町においては、そういうものを検討しながらちょっと12月議会でまとめましたので、今回の上程ということにいたしているところでございます。もっと早くできればよかったんですけれども、全国的にそういうふうになかなか統一して条例を制定するということにはなっておりませんので、各市町村でばらばらといいますか、そういう条例の制定状況になっておりますので、基山町もまとめて12月にしたということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第34号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第38号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第3. 議案第38号 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

〇3番(末次 明君)

今回の消防団OBを支援団員として任用するということは提案理由により理解はできますが、本来の姿ではないと思います。やはり長年消防団として一生懸命熱心にやってきた人にまた引き続き負担をかけるということになり、先細りがやはり心配されます。やはりこれと並行して、現在、消防団員の入団対象者というのはもっとたくさんいらっしゃると思うんですね。そういうふうな方の無関心さをいかに消防のほうに振り向けるかということをあわせてやっていただきたいと思うんですが、基山町としては、現行の消防団の、要するに今でいうと入団してから35歳ぐらいまで、一応定年までという形の方をいかにふやすかというのをあわせてやられる予定はあるのでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

基山町では今パンフレット等を作成して、それから消防団等の入団の啓発ということで基山町でも行っております。この問題につきましては、基山町だけではなくて全国的に今消防団の入団者が激減しているというようなことで、東日本大震災では消防に対する活動が認められて入団者がふえたということもございますけれども、佐賀県内でもそういう入団員の減少によりましてそういう危機意識というものがありましたので、佐賀県でも消防団員確保対策事業ということで期間を5年設けて今やられているところでございます。これは佐賀県の全域の市町の消防について、新聞それからテレビ等を通じて行っているところでございます。基山町においてもテレビ等の出演とかございますので、コマーシャルといいますか、入団の促進のそういう放送に対しまして基山町の消防団員も出演しているというような状況でございます。ですから、佐賀県全体で取り組んで消防団員確保対策事業というのをやっている状況でございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

末次議員。

〇3番(末次 明君)

やはり消防ということは、郷土愛につながり、自分の財産は自分で守るということですから、子供のうちにいかに郷土愛を植えつけるかにかかっているかと思います。だから、子供たちによく大人になったら何になりたいかと言うと、結構消防士と言うんですね。でも、やはり消防士にはなかなかなれないと思うんですが、消防団員には比較的簡単になれるので、そういう形で広報していただきたいと思いますので、子供の教育を含めてその辺はどういうふうに考えておられるでしょうか。子供さんの教育を消防に向けるというか、郷土愛に。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

特に消防というかそういうことについて特化して教育はしていませんが、郷土のために何か自分の力を発揮するということについては、日ごろから子供たちに話をしております。以前一般質問のときに防災教育というかそういう中で、消防団の方を招いて学校でお話ししたらどうかということもありましたが、ちょっと検討はしておりますが、まだ実現までには至っておりません。なお、火災のための訓練のときは消防署等を呼んでお話とか講話とかをやっております。

〇議長(鳥飼勝美君)

末次議員。

〇3番(末次 明君)

今後とも消防団はやはり格好いいというのを子供さんたちに見ていただくというのが 一番かと思いますので、消防署とかと連携してお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

このいただいた資料 9 ページ、消防団及び支援団員概要という資料の中に、活動内容 はあくまでも災害活動ということ、それから団長や部長が認める訓練とか書いてありま すけれども、その下のほうの条件に、消防団として 5 年以上の経験がある者、またはこ れに準ずる経験を有すると団長が認める者と書いてありますが、にもかかわらず、年齢のところは18歳以上の者と書いてありますね。5年以上の経験になると、この文面で言えば中学生のころからということでしょうか。それで最低5年であれば、23歳以上になるのではないでしょうかという質問ですが。

〇議長(鳥飼勝美君)

総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

この支援団員につきましては、あくまでも消防団員のうちの支援団員ということで、本来であれば、支援団員を任用しなくても本当は基本団員で通常今までどおりやっていただきたいというのが趣旨でございます。どうしても昼間の火災出動が困難という地域があればこの制度を使っていただきたいということで、あくまでも支援団員を設けることによって昼間の防火活動、それから災害に対しての対策強化を図っていきたいということが目的であります。

ですから、あくまでも基本団員がメーンでありますので、基本団員が18歳以上ということになりますので、基本団員の18歳以上という年齢制限が実際にあるということでございます。ですから、本来は5年ですので、18歳で入って5年以上、18歳で入っていれば団員をずっと実際は40歳ぐらいまで続けることになるかと思います。23歳で支援団員になることはないと思うんですけれども、基本的にはその18歳以上の中でこういう5年以上の経験がある方を支援団員として任用をしていくということでございます。あくまでも通常の基本団員というのが基本ということでこういう規定になっております。

〇議長(鳥飼勝美君)

大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

ちょっと説明ではわかりましたけれども、では次に、その下の身分のところです。身分の4番目に、消防団員退職報償金あり(5年以上から)とありますが、これはあくまでも支援団員に対する身分でしょうけれども、これは右側の基本団員と同じような規定なのでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

これにつきましても、あくまでも消防団員のうちの支援団員ですので、この退職報償金も消防団員と何ら変わりはないということでございます。ですから、1回やめられてまた支援団員として任用されれば、当然1回やめられたときに退職報償金をもらってあれば、次に入団したときから5年以上たてばまた退職報償金の対象になりますし、団員を経験してすぐ支援団員になられる場合は、通算してやめられるときに10年とか20年とか30年、25年以上とかそういう形で退職報償金の対象になるということで、基本的に団員としては何ら変わりはないということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

団員としては何ら変わりがないとおっしゃいましたけれども、活動内容のところの、 支援団員の活動においては団長、部長が必要と認める訓練ということになっておりまし て、基本団員は式典や訓練、それからここでは行方不明者の捜索とかも書いてあります けれども、そういう日ごろの訓練等にはちょっと緩みがあるというか、そういう書き方 をされておりますけれども、それでもそこの以下の条件は一緒ということですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

退職報償金につきましては、条例で消防団員ということでそういう規定になっておりますので、同じになります。ですから、退職報償金はその業務によってお支払いするのではなくて、年数によってお支払いをするものですからこういうふうになっているということです。ですから、業務に対してお支払いするものは報酬ですので、そういう活動内容は少し少ないということで、それに対する報酬が2分の1ということで今回お願いしているところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。松石健児議員。

〇1番(松石健児君)

今の関連で資料の9ページの件なんですけれども、この提案理由で、昼間の災害時に

町外で働いている方が多くてということですけれども、逆に申し上げると、昼間基山町にいらっしゃることが多いような方がなっていただくということは非常にありがたい制度だと思いますが、この地位に関して、団員とするというふうになっておりますけれども、やはり災害時になかなか来れないところで、この支援団員の方がやはり5年以上の経験があるというと、データちょっと私はわかりませんけれども、5年以上の消防団の経験があるというとある程度消防団のことを把握されているような方が多いと思いますので、この場合、その資格については、団長または部長の協議により部長補佐程度の指揮、役職を付与できるようなことを盛り込んだほうがいいのではないかなと。その場合に、やはり災害時にそれぐらいの経験者の方が現場に来て、ほかの方が来られないというときに、命令系統で指示を出せないような状況になるとやはり消防団として非常に難しいのではないかなと思いますけれども、そこはいかがですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

指揮命令系統につきましては、もう消防団のほうでは団長、副団長、それから部長、部長補佐、班長、副班長というのが団の中で決められておりますので、その各活動によってそういう指揮命令で活動をしていただくということになるかと思います。支援団員の中で、支援団員しか例えば5人しか集まらなかったという場合の指揮命令はどうするかということだと思いますけれども、そういう場合に必要ですから、5年以上の経験があって、その中で支援団員の中でそういう場合はどうしようというようなことを、この活動内容は、団長、部長が必要と認めるその他の活動というのが、そういう災害時の訓練をどうするかとかそういう部分、それからそれに対する訓練を行っていただくということにしておりますので、各地域の中で例えばそういう場合はどういう指揮命令系統で行うというようなことを判断をしていただいて活動をしていただくということで、指揮命令系統については今の決まっているような形で行っていきたいというふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石健児議員。

〇1番(松石健児君)

おっしゃる意味はわかりますけれども、私は、災害時に自衛隊にしても警察にしても 消防団にしてもやはり現場での指揮命令系統が非常に大事な状況になってくると思いま す。だから、ふだんの場合は、ある意味筆頭の副本部長ですね。現役団員の中で筆頭の 部長補佐を設ければいいと思いますけれども、それ以外の経験者の方は別に部長補佐を 数名置いていても何ら問題はないと思うんですけれども。逆に、今も消防団本部長は役 場の職員の方が出向されて、でも現状来られないですよね。福岡のほうで仕事されてい て。そういった場合、では、本部長補佐が来られなかった場合は指揮命令系統、誰がそ こ、本部長を中核になってする。そういった場合にはやはり命令系統できちんとそうい った地元の人が確実に来られるというような人を指揮命令系統で置いておく必要はない んですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

本部長が来られなかったらその下の各役職を持った人が指揮命令をすると思います。 今私が申し上げているのは、例えば支援団員が5名しか来なかった場合はやはり訓練の 中で、やはり支援団員というのはあくまでも防災活動とか消火活動を支援する立場にあ りますので、あくまでも地域の各部の指揮命令系統については、今までどおり部長なり 部長補佐、班長、副班長がおりますのでそれでやっていく。そして支援団員しか来られ ない場合は、さっき言った各部の中で決定をして実際消火活動を行っていく。災害の場 合は団長、副団長は必ず来られますので、支援団員がいても必ず団長、副団長の指揮命 令のもとに動くという可能性は高いと思いますけれども、火災の場合は各部で動きます ので、その場合はそういうふうに訓練をしておけば私は対応は可能だというふうに考え ております。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石健児議員。

〇1番(松石健児君)

3回目の質問でこれで終わりますけれども、やはりメーンは訓練ではなくて、災害時に対して指揮命令系統がどうなっているかということが大事ですし、この提案理由というのは、昼間の災害時になかなか現役の消防団が来られないということで、支援消防団

員が入ってくるということですよね。それも5年以上の経験があるという非常にフット ワークの軽い方が堅牢な方がこっちに来られるということですから、やはりそれはあく までなれるということではなくて、団長、各部長が必要と認めた場合という条件をつけ てそういった部分を取り入れてもいいんじゃないかと思います。

要望も含めて、以上です。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。河野議員。

〇8番 (河野保久君)

ちょっと確認ですけれども、支援団員を置く目的ですね。その辺が昼間の災害時のところばかりが強調がされるんですけれども、果たしてそうなんですか。本当の目的は何なのでしょうかというのが僕ちょっとわからないところがあるのです。団員と支援団員の大きな違いというのはどういうところなんですか。僕はちょっと消防団のことは自分も経験したことがないのでわからないので、団員と支援団員はどういうところがふだんの活動をしていてどう違ってくるのですか。その辺をちょっと教えてください。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

通常の消防は、もう消防団員が全ての活動をするというのが通常なんですけれども、近年、消防団員の確保が難しいというようなことで、これは特に昼間のということはなく、夜でも災害があれば出動はするということになるかと思います。ですから、そういう場合に機能別消防団員というのが最初に設けられて、その機能別消防団員の中に、火災とか防災、そういうものに特化した団員ということで防火支援団員というようなことが設けられているというふうに思っております。ですから、この方については、消防団全般の中のそういう災害対策とかそういうものを支援をしていくということに特化した団員ということになるというふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

木村議員。

〇7番(木村照夫君)

支援消防団員、いいことと思います。誰が支援消防団員を応募するのか。基山町消防

団か各支部の支部の人か、その辺をはっきりお願いします。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

この支援団員につきましては、今、消防団員の勧誘につきましても地元の区長さん、 それから部長等によって各対象者については勧誘を行っていただいております。その勧誘が非常に難しい地域におきましては、また同じように昼間出動できるような方の勧誘を地域の管轄の部の中で行っていただくということで考えております。これにつきましては、区長会のほうでもこの条例を出す前に話し合って、非常にいいことだというようなことで賛同をいただきましたので、地元の管轄の区の中で消防と一緒になって勧誘をしていただくというふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

木村議員。

〇7番(木村照夫君)

それで、3部の場合は定員が21名かな、22名かな。それで、その中で何%ぐらいの支援団員が必要か。いや、20名要るよとか、5名でいいよとか、そういうところの支援団員の定員を決めてありますか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

定員については運用の中でお願いをしたいというふうに考えておりますので、各部5名、部長会とかでちょっと協議をしていただいて、部長会の中でも5名以内で支援団員を勧誘していこうということで考えております。余りこれが多くなってくると、今の部長がもう40歳とか38歳ぐらいになりますので、指揮命令がちょっとおかしくなると困りますので、5名以内で運用をしていただきたい。あくまでも先ほど申しましたように基本団員がメーンですので、基本団員で賄っていけるところは今までどおり消防団員の方で対応していただいて、どうしてもそういう確保が難しいということであれば、支援団員というそういう災害対策を支援していく団員を任用しても構いませんというような方向を考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。重松議員。

〇9番(重松一徳君)

大変消防委員の方が悩まれて、どうするのかという中で今回の提案も含めて出たのかなと思っています。私も消防団に入っていた経験もありますけれども、なかなかやはり昼間は集まらないというのと、どうしても名前だけで実際は1回も参加してもらえなかったというのがあったりとかいろいろしていました。今回こうして出されて、少し問題があるのは、基山町は消防団の定数については197名というふうにしていますけれども、これはホームページにも載っていましたけれども、実員数は191名と。各本部から。ここでも6名ぐらいは少ないんだという形で、まず、この197名の条例定数、これは今のままでいいのかというのを検討されたのかというのが1点です。

それから、もう一つは、基山町のこの消防団の条例で、今出ていますように、定員、 任免、給与、服務等に関する条例。これだけなんですね。規則はあります。消防団規則 が。私はほかの市町の条例も時々見たりするんですけれども、やはりきちっと消防団条 例をつくるべきではないのかなというふうに思っています。規則と今分かれている部分 を統合してわかりやすいような条例をつくるべきではないのかなと思っています。

それはなぜかと言うと、規則では第14条に、消防団員は品位の向上及び消防技能の練成に努め定期的にこれらの訓練を行わなければならないというふうになっています。消防団員は定期的に訓練をしなければならないんです。これは、今度の支援団員については、これはもう基本的に非常時のみの出勤であることというふうになりますね。そうすると、この規則そのものも今度変えなければならない面が出てきます。そういうのから含めると、もうきちっと1本にまとめて消防団条例を制定すべきではないのかと思いますけれども、この辺の検討についてどのようなお考えでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長(酒井英良君)

条例定数の検討につきましては、支援団員をどういう形で任用していくかということ で消防委員会なりのほうでも検討いたしました。定員の中で、5名以内ということで、 今の定員を超えてじゃあ5名にするのかということになれば、各部がありますので全部 が支援団員をすれば50名ぐらいふえること、当然それについては条例定数を変えなければ各部5名というのは確保できませんので、そういう部分を検討しましたけれども、今の確保の中では、あくまでも先ほど申しましたように消防団員を基本として、確保できない場合は支援団員をということで、今の条例定数の中でやっていこうということで検討をいたしたところでございます。

それから、消防団条例につきましては、今、消防団条例は団の設置条例とか任免とか 消防団員の規定ではなく、条例規則を設けているところでございます。その部分につい てもう少し整理が必要ではないかということですけれども、そういう検討をしたという ことはございません。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

それから、先ほど少し話が出ましたけれども、例えば機能別消防、また地域消防の取り組みを私ども7区のほうでも消防団OBが中心になりながら、まだまだ具体的な活動まではいっていませんけれども、地域限定の消防組織をつくろうというふうな取り組みもしていますし、これは例えば佐賀県も、この消防組織の中ではこういう活動に対して支援もしていきますよというふうなところもあると思うんですね。そうすると、この支援団員を新しくつくることによって、逆に言えば、機能別とか今度地域消防の取り組みが弱まるのではないかなと思う部分と、新たに入ってくる人たちが、いや、もう支援団員がいるんだから自分たちはもう入らないでもいいだろうというふうな形で、逆に言えば、メンバーの変更といいましょうか、新しい人たちがなかなか入ってこないのではないのかなという心配、この辺もありますし、特に年齢が60歳までとするというふうになればなかなかやはりこうした支援団員になった人が今度やめづらいといいましょうか、そういうふうな雰囲気をつくっていくのではないのかなというふうな心配もしますけれども、この辺はどのような考えを持ってございますか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

あくまでも支援団員につきましては基本的には昼間の火災に対応できる方の5名以内

ぐらいでということにしておりますので、その部分については、人数的には対応できる のではないかというふうに考えております。ただ、今重松議員が言っている部分につい ては、自主防災組織をどうやって強化していくかということであるかと思いますので、 そういう部分については、またリーダーの育成とかそういう地域防災活動の活性化等に ついてやっていかなければならないというふうに考えてございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第38号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第35号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第4. 議案第35号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番(重松一徳君)

それこそ年額を4,800円にするという根拠ですね。団員が今年額9,500円。約半額ですね。 2分の1にするというふうな根拠は何でしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

これにつきましては、議案資料の9ページの中で先ほど議論がありましたけれども、活動内容が、消防団員は全ての有事に参加するわけですけれども、災害時の対応ということで限定しておりますので、今回、10ページにあります佐賀県内の支援団員設置報酬等も勘案いたしまして、現在の9,500円の、県内ではほとんど半額ぐらいになっていますので、3割のところもありますけれども、基山町では大体2分の1の4,800円ということで設定をいたしております。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

私もちょっとこれについてある消防委員の方と少しお話をしたんですけれども、例えば出初式、入退団式、こういう式典にも参加されないんですかと。いや、ここについてはまだ少し検討しなければならないという意見等もちょっと言われていたんですけれども。訓練、これはもう参加しないというふうになっていますね。しかし、それこそ今度新しくポンプ車なり積載車なりも導入しましたけれども、新しく機械が変われば当然訓練をしなければ使えないんですね。団員の経験があるからというのは、それは何年間かはいいでしょう。しかし、新しく機械が更新すれば、必ず訓練をしなければ役に立たないんですね。私どもも先ほど少し地域でOB会でつくっているというふうにしましたけれども、それこそもう廃棄の部分のポンプをいただいて、それでやはりエンジンかけたり、給水とかそういうのもやはりしなければ使えないんですね。この辺、本当に半額にするというのと、こういうふうに非常時のみの出動であるからと、本当にこれでいいのかというのはやはり検討しなければならないと思いますけれども、本当にこれでいいのでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

訓練については、9ページにありますように団長、部長が必要と認める訓練ですので、当然機械が新しくなったりしたときは、当然1日、15日に集まっていますので、最初は消防団員と同じような訓練をしていかないと多分放水できませんので、そういう訓練になると思います。ですから、ここは団長、部長が必要と認める訓練ということで、あくまでも消火活動なり災害対応ができる訓練については当然やっていただくというふうに認識をいたしております。

それから、出動費については当然団員と同じように2,300円お支払いしますし、1日、15日は各運営補助金の中でそういう必要に応じて単価を決定しまして各部に運営補助金として出動人数に応じてお支払いをしておりますので、報酬自体はこの部分だけがちょっと半額になっておりますけれども、その他の活動とか運営補助金についてはそのままお支払いをするということで、訓練につきましても、当然機械とかそういうものが新しく入ったり変わったりする場合は、当然活動ができる訓練についてはしていただくというふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

私はここは少しこだわっているんですけれども、年額ですよ。年額9,500円を4,800円と。月額ではないんですね、年額。するという部分で、いろいろな部分でこういうふうに2分の1にすることによって制限を設けるのでしたら、逆に言えば、消防団員と同じ年額にすると。支援員も。そしてその中で、やはり支援員といえども全てが参加できるわけではありませんし、今の実際の基本団員と変わらないと思うんですけれども、そういう中でやはり一緒にしてもらうというほうがわかりやすいのではないかなと。年額のこの9,500円を4,800円の、本当に2分の1にするからという形でいろいろな部分で今言われていますけれども、いや、もう団員と同じ扱いで報酬についてはやっていきますよというふうなのが、私は何か早く理解できるのではないかなと。そして団員の方も、それによって、自分たちも極力何でも出ていこうというふうになるのではないかなと思いますけれども、この辺のことについては消防委員の方の意見なんかも私は聞かれたと思いますけれども、消防委員はどのような意見を言われていますか。

〇議長(鳥飼勝美君)

酒井総務企画課長。

〇総務企画課長 (酒井英良君)

当然この支援団員の概要については消防委員会の中でも検討いたしております。ただ、報酬については、よその市町村も参考にしながら2分の1ということで決定をいたしております。ただ、これを同じにしますと、活動内容を限定された消防団員や、同じ9,500円で組織の統率ができるかというと非常に私は疑問に感じますので、やはりその活動に応じた報酬を支払うべきではないかというようなことで、消防委員会の中でも2分の1というふうな金額で決定させていただいたということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第35号に対する質疑を終結します。 ここで、10時55分まで休憩します。

~午前10時43分 休憩~

~午前10時55分 再開~

〇議長(鳥飼勝美君)

休憩中の会議を再開いたします。

日程第5 議案第36号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第5. 議案第36号 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧薗議員。

〇6番(牧蘭綾子君)

1つ確認ですが、議案ページ11のところの徴収猶予の申請手続等というのは、全協でいただいた資料の1である猶予制度の見直しの部分のところの第9条について書かれていると思うのですが、この資料でいただいたほうの100万円以下、3カ月以内の場合等は不要の下から、分割納付の規定整備、申請手続の規定整備。この整備に対しての数字とかいう何か基本となるようなものはあるのでしょうか。この議案のほうでは項目としては載っていますけれども、これを判断するに至る何か基本的な部分というのはちょっと見つけ切れなかったのですけれども、ここはどこか別のところに書いてあるのでしょうか。そこの確認だけお願いします。

〇議長(鳥飼勝美君)

平野税務課長。

〇税務課長(平野裕志君)

基本的には地方税法で定まっておりますし、市町用の税条例(例)が出ておりますので、 それに基づいて作成をしているところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。大久保議員。

〇2番 (大久保由美子君)

済みません。ちょっと初歩的な質問なんですけれども、この10ページのところにたくさん 納付と納入を連動して書いてありますけれども、この分割にしても何にしても、納付と納入 の違いはどういうことですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

平野税務課長。

〇税務課長 (平野裕志君)

納付につきましては、普通徴収など個人さんが納められる納め方を納付と言っております。 納入につきましては、特別徴収義務者、例えば会社などで従業員の給料から所得税や住民税 を天引きをしていただいてそれを一括して納めていただく、そういった場合を納入と言って おります。

〇議長(鳥飼勝美君)

大久保議員。

〇2番 (大久保由美子君)

ありがとうございました。

それと、済みません、私の勉強不足と資料から読み取れなかったんですけれども、そこの 12ページの7のところに、法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は20日間とあり ますけれども、これはどういう意味ですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

平野税務課長。

〇税務課長 (平野裕志君)

ここを具体的に申し上げますと、猶予の申請が出まして、ただその申請書に記載の不備が あるとか添付書類の不備があるとかそういった場合に申請の修正といいますか是正を求める わけですけれども、それに答えていただく期限を20日間とするという意味でございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。河野議員。

〇8番 (河野保久君)

簡単にお答えいただいて結構なんですけれども、今、その猶予制度を利用されている方、 申請の件数は年々ふえているものなのですか。それとも、どのぐらいあるのかちょっと僕は 頭の中で思い浮かばないのだけれども。

〇議長(鳥飼勝美君)

平野税務課長。

〇税務課長 (平野裕志君)

この法に基づきます猶予制度といいますのは、本町では実績はございません。それとは別で、納付相談をしていく中で納付のお約束をいただいて、書面で納付誓約書というものをい

ただきながら分割納付をするという手法はとっております。ただ、済みません、ちょっと今 手元にその件数は持ち合わせておりません。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第36号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第37号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第6. 議案第37号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第37号に対する質疑を終結します。

日程第7 同意第5号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第7. 同意第5号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを 議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

今回この教育委員の方をなかなか念願のけやき台から初めて出されるということで、本当によかったと思います。また、履歴でも立派な高校の先生を経験なさった方ということで、今、教育長のみがちょっと教育関係の経験者ということの状態ですので、そこの辺もよかったんじゃないかなと思いますが、退職されたのが平成25年の3月ですけれども、それから今日まではどのような活動をなさっていたのかもしお尋ねできればと思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

定年退職までは少し早く退職されているのですが、その後は非常勤講師とかで高校で時間 講師で請われて行かれていたというふうに考えております。それから、私たちがやっており ます放課後学習の支援学習指導員という形でも昨年は教えていただいたところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。品川議員。

〇11番(品川義則君)

今回のこの方ですけれども、基山町の教育行政から基山町の行政についてどれほどのかか わりがあった方なのか、今の説明以外にお願いしたいんですけれども。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

特に積極的に基山町の教育行政にかかわってこられているということは経歴の中ではないのですが、お話を伺いましたところ、教員をやめた後何か基山町に恩返しをしたいという気持ちを強く持っておられまして、これからいろいろなことで勉強もしていきたいということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、同意第5号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第39号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第8. 議案第39号 電子黒板、電子黒板用ノートパソコンの取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

今回この電子黒板を取得することによって、資料をいただきましたけれども、全小中学校の各クラスに電子黒板を設置するということになるわけですよね。資料は多分そうだと思っておりますが、それでは、先生方への対応というんですか、この電子黒板の使い方というか、それに対する研修等はどのような状況にあるのでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

電子黒板が最初に導入されてからもう4年ぐらいたちますので、相当職員のスキルは、き ちんと使えるようには全職員がなっていると思っております。研修については納めてくれた 業者がやってくれたこともありますし、それから県のほうでまた特別に組んで教員の研修を やっておりますので、今後についても引き続いてまたやっていくつもりでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。河野議員。

〇8番(河野保久君)

電子黒板を入れてからかなり4年、5年たってきているところですけれども、教育委員会として、町として導入して今の使用状況をどういうふうに見られておるのか。これでほとんど全クラス入るということですが、全クラス入ってどういうことを期待されているのか。当初の計画では、今年度で全クラスにということで計画は終了ということで計画を立てておられているようですが、そうなった後、どういうことを教師の方たち、それから教育に対して期待しているのか。その辺の御説明をお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

まず、今までの黒板の指導がなくなるわけではないんですね。一緒に並行して使っていくのですが、お互いに補完的に使っていくのですが、まず子供たちに興味関心のある授業ができるということで黒板でできなかったような授業、例えば算数の授業で、立方体あたりは物を持ってこないとこう回して見せることができないんですが、電子黒板であったらもうその中でどっちの回転でも回せるというか、そういう立方体を画像の中で開くこともできます。そういうことでありますとか、社会科であったら、地理であったら世界の地理の中でその場面をビデオみたいなのが出て、音も出てきますので、そういうことであります。

ただ、電子黒板の授業がすぐ学力向上に役に立つかというと、国の調査の結果でも、それはやはり子供たちの思考力というか判断力、そういうのは増してきているけれども、すぐ点数とかそういうものに結びつくかというとまだそれは先の話であるというふうに結果が出ておりました。私もそのことについてはそういうふうに思っております。入りました以上は最高に活用しなければいけないというふうに思います。

なお、全クラス、普通教室だけに入っておりますので、特別教室には入っておりませんの で、これは今後の課題だと思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。牧薗議員。

〇6番(牧薗綾子君)

いただきました電子黒板用ノートパソコン購入仕様書のほう、33ページの資料のほうのところなんですが、今回、仕様条件としては国内メーカーの製品であることということで、この仕様書は多分今までの24年度からずっと同じであろうと思うのですが、1年間は保証期間ということですが、電子機器というのは消耗が早いのですけれども、この4年前と今回のと同じように国内のメーカーの製品で、何かあったら交換部品とかというのに困らないということでざっと国内メーカーの製品ということで、どこのというふうな指定がなかったのかということと、それからソフトウェアについては最新バージョンを納入すること、ただし学校側の環境では動作が不確実なものについては協議の上、選定すると。これは、小中学校各それぞれ、中学校は1校ですけれども、小学校は基山小も若基小も同じように学校側の環境というのはやられるということですか。それとも、各小学校の先生の対応で変わっていくということでしょうか。その2つの確認をお願いします。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

まず、1点目ですけれども、機器としては、やはり電子機器ですので一定の使用の期間はあるかと思いますけれども、やはり安いものではございませんので一定期間は使用したいということでこういった指定をさせていただいているところではございます。そういった部分で、やはり部品の保存期限とかきちっとした法定で定められた基準を設けてあるということでこういった指定をさせていただいているところでございます。

ソフトウェアに関しましては、基本的には昨年と同様のソフトウェアを入れて、台数も今回多いですので、昨年入れた部分とことしまた違うソフトが入ると操作にまたいろいろ支障があるし、スムーズな移行ができないのかなということで同じにしていますが、バージョン的にはやはりスペックというか機能が、やはり機械は年々進歩していますのでその点の向上は図るということで、そういう機器的なハード的とかそういう部分のバージョンは新しいも

のですけれども、それと各学校の仕様に関しては、教育委員会と学校とはいろいろ話をさせていただいて、使い方とかその辺は指導主事等を通じていろいろと協議をさせていただいて 内容の方針を決めてきたところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

牧薗議員。

〇6番(牧蘭綾子君)

ということは、先ほど言いましたように小学校2校ありますけれども、同じと考えていいということですか。学校側の環境ではということ、この仕様書に書いてある、それでは若基小も基山小も同じというふうな認識でいいでしょうかという確認です。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長 (内山十郎君)

それは環境としては同じでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。品川議員。

〇11番(品川義則君)

今回の入札ですけれども、電子黒板とパソコン同時一括でされておりますけれども、その理由を。前回は分けて入札をされております。その1点と、それから今回20台大量にされるわけですけれども、今課長の答弁があったように、これふぐあいが出てくる部分が多くありますし、バージョンがどんどん変わっていきますので、まとめて買うよりもやはり年次的にずらして買ったほうが、費用的にも、またふぐあいの入れかえとかいうこともスムーズにできたのではないかと思うんですけれども、今回このように大量にかえていく、そしてまた来年追加分で全教室に入るということ、短期間でやられたその理由ですね。

今回4年間でされておりますけれども、その間に子供たちの成績とか学習状況がデータ的にどういう結果が出たのか、それと教職員の方にアンケート等々を全教員にとられたのか、それについて質問させいただきます。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

今回、電子黒板、電子黒板用ノートパソコンを同時ということで、昨年度の購入に際しま しては台数もちょっと違っておりましたので、その分で分けてさせていただいたところでご ざいます。

それと、台数に関しましては、やはり現場から、電子黒板の使用についてお互いに譲り使うとかそういうのもありまして、やはりもっと電子黒板を活用した授業をやっていきたいという現場の要望もありまして、確かに御指摘のように、同時に購入していきますと買いかえ時期といいますか更新時期がかぶる部分はあるかと思いますけれども、その点は一定の期間の中で更新時期も今後検討していかなければいけないとは思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

まず、電子黒板の効果についてでございますが、先ほどのお答えとちょっと重複いたしますが、子供たちが思考とか判断する部分については非常に効果があったと、それから興味関心が長く続くというか、子供たちが集中できる部分が長く続くという部分については電子黒板については非常に効果があったと思っております。

アンケートについては、クラス単位で研究授業の後あたりはよくとったりしておったんで すが、基山町全体でまとめてアンケートはまだやっておりません。

〇議長(鳥飼勝美君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

効果があったというお言葉でありますけれども、やはりデータとしてきちっと出していただきたいと思っているんですね。それをもとにまたこれからのいろいろな政策によって我々も判断できると思いますので、それの資料を出していただきたいと思っております。

それから、全教員にアンケートというのは、やはり先生の得手不得手があると思いますし、 それによって授業の子供たちの差が出てくるのはまたおかしいと思いますので、やはりその 辺の技術の向上をより深めるために全教職員にアンケートをとって個別に指導していく、ま た能力とかいろいろな仕様を上げていくとかそういう方向を、これだけ多額のお金を注いで いるわけですから、やはり効果と、それからこれらの運用について十分検討をお願いしたい と思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

今御指摘いただいた部分については、これから職員の使い方、使った後の自分たちのスキルの向上に向けて、きちんと感想とかもまとめてより一層効果的になるようにやっていきたいと思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

中学校のほうにはタブレットがあるということですけれども、1 教室なのでしょうけれど も、これから電子黒板とタブレットの関連というか、連携での使用についてはどのようにお 考えですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

タブレットパソコンというのは、中学校にあるのはパソコン室に40台タブレット型のパソコンがありますので、現在、これはパソコン室限定で使わせておりますので、教室でもって使えるようにはしておりませんので、将来にわたってタブレットを導入したときは電子黒板と通信できるような方法も考えていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。末次議員。

〇3番(末次 明君)

電子機器は非常に高価なものなんですけれども、実際に使われるのは主に先生を中心として使われると思うんですが、児童・生徒も操作できるのか。特に、これから小学校の1年まで全クラスに入るとなると小学低学年も入ると思うんですが、その辺の何か規定は設けてあるのでしょうか。

それともう一つ、やはり故障した場合とかのメンテナンス、ふぐあいができた場合の業者 との契約というのはきちんとできておるのでしょうか。その2点をお伺いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

児童・生徒の使用については、現在のところ、私がいろいろな授業を見ているときに子供たちが電子黒板を触って何か操作をしたというのは見ておりません。非常にちょっと難しいところもありますので、指し棒あたりで「ここです」というのはあるかもわかりませんが、実際に電子黒板を動かすという場面は児童・生徒の中ではないというふうに思っております。パソコンの画面であったら子供たちは十分にできますけれども、電子黒板の操作については子供たちにはさせておりません。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長 (内山十郎君)

補修等サポートにつきましては、こちらの仕様にもありますようにきちっと体制をとるようにしておりますし、業者のほうも十分対応してくれるものというふうに思っております。 そういった形で契約の中にはきちっと盛り込んでいこうというふうには考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

末次議員。

〇3番(末次 明君)

過去、もう平成24年から導入されていますけれども、その間で大きなふぐあいというのは 発生していないのでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

特に大きな故障等については出ておりません。まだ自分たちが操作がふなれなときは途中でちょっとフリーズといいますか固まったりということはあったのですが、それも最近ではほとんど聞いておりませんので、解消されているのではないかというふうに思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

末次議員。

〇3番(末次 明君)

高価なものですから、今後とも先生方も含めて取り扱いに十分留意していただくように御 指導をお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

所管ですけれども、ちょっと教育長に1点だけ。当初、4年ぐらい前から入れ始めたときにやはり教育長は随分板書の大切さを説かれていたと思います。先ほど答弁にもありましたように、その板書とこの電子黒板をやはり併用して補完的にやっていくんだというふうな答弁をいただきましたけれども、もう一度、教職員の中でそのことが共通理解としてあるのかどうかというのがまず1点と、次に、これも導入当初というのはやはり電子黒板を準備するのに相当時間がかかっていたと。ですから、わざわざ支援員という方を配置して、その支援員の方に準備をしていただいて授業に臨んでいたという状況があると思います。今この支援員という方が恐らくいらっしゃらないのではないかと思うんですけれども、それだけソフトが向上していったのか、また電子教科書と言われるものが普及してきたのかというのはわかりませんけれども、そのあたりの要するに教職員の負担について、どういう状況が今変化してきているのか、ここだけちょっと教えてください。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

板書等については、当初導入のときに、電子黒板が入ったらそれがずっとそれが全てではないのかなというふうに誤解を与えるようなコマーシャルみたいなのがあったのですが、私は黒板というのはとても大事ですよという意味ですごく黒板も力説したのですが、今現在では、黒板で書く子供たちに教える指導、それから電子黒板の指導ときちんと補完をして、1時間中電子黒板で流すということはありません。ですから、それは教師もきちんとそのことはわきまえて、この部分は黒板で教えてこの部分については電子黒板でと、研究授業をするときもきちんとその流れができております。

それから、当初は支援員がいてセッティングからというのがあったのですが、確かに職員 のスキルが、電子黒板について、昔はプロジェクター型で今みたいに液晶ではなかったので まず焦点を合わせるのもありましたし、それでなかなか職員がなれていなかったので、動か す技術がなかったので支援員というのがおったのですが、今の液晶でやる黒板については非常に進化していますので、それから職員の技術も向上していますので、支援員はいなくても 負担感なくきちんとやっております。

なお、昔のプロジェクター型に比較しますと今のは物すごく軽くて持ち運びも楽で、そんなに日常的に動かすものではないのですが、昔みたいな大がかりではありませんので随分使い勝手はよくなっていると。職員がそんなに負担になっているということはないと思っています。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。木村議員。

〇7番(木村照夫君)

電子黒板は平成24年から導入したんだと。平成26年度で17台ですか、今回新たに20台導入するのだということで、日本の国内メーカー数社ありますけれども、全て同じメーカーですか。それとも、違うメーカーでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

平成24年から整備した分が全て同じメーカーかどうかちょっと確認はできていないのですけれども、基本的には、ここの仕様に書いてありますとおり国内のメーカーでということでは整備をしてきたところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

木村議員。

〇7番(木村照夫君)

もう37台か、全て20台入れてそうしていった場合、故障があって、もう皆さん先生がなれてきたら、Aの教室がちょっと画面が悪かったからそれを持ってきて画面だけ入れかえたり、同じメーカーであったら可能であるでしょう。使い勝手も、先生方は1つ覚えれば、同じメーカー、型式は変わってきますけれども、その辺の考え方はどうですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

やはり今回普通教室には整備をさせていただきますので、これまでは各フロアに1台という形で教室ごとで使っていただいていたんですけれども、今回は数が多くなりますので、例えば1台ふぐあいが多くなったときには、使っていないときに他教室から借りてきて使いながらその分をすぐに修理をするとか、そういった対策で教育現場というか学校の授業に支障がないような方向でいきたいと思っています。やはりそれぞれのメーカーで機械ごとでふぐあい、例えば液晶の場合であったり、中のチップであるとかそういう場合はやはりプロに見ていただかないとわかりませんので、そこはそこにお任せしながら、授業に支障がないような形で運用していただきたいというふうに考えています。

〇議長(鳥飼勝美君)

木村議員。

〇7番 (木村照夫君)

そこで、先生方にどういうタイプがいいですかとか、そういうことは相談されたのですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

今回の機器の選定に当たりましては、現場の先生方とも十分話をさせていただいて、1つは昨年度と同様の仕様にさせていただいている部分も、やはりそういったことを踏まえて、 今回はちょっと台数が多くなりましたので、現場の混乱を来さないということで先生方とは 十分協議をさせていだたいております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第39号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第40号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第9. 議案第40号 基山町立図書館新館用備品の取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧薗議員。

〇6番(牧薗綾子君)

資料の仕様書内訳書を見ますと、43、44番は児童室のほうに汽車型紙芝居架機関車、その下は貨車。それから、その前のページのほうでは21番は医療施設用サイドワゴンであるとか。 運用に関しては今後委員会の中でいろいろしていくという今状況と思いますけれども、ざっとこの仕様書を見ると、何となくこういうことをするんだろうというちょっと青写真が見えるんですけれども、それに対してはどういう形で決定をされたのでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

この備品につきましては、基本的に言いますと、本当に必要な備品という形で多くのものは選ばせていただいております。ただ、今御指摘のようなちょっと特殊な部分は、これまでの検討委員会とかいろいろな方からの御意見で、やはりそこであればこういったこともできるという中で、それならばそういう備品も必要であるというところで今回の仕様書の中に入れさせていただいているところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかに。牧薗議員。

〇6番(牧薗綾子君)

では、先ほど言いました36ページの医療施設用サイドワゴンとか、そういう形で取りつけるとなったら、その後の対応も含めて何かお考えがあってということでしょうか。こういうものがあったらいいなということでだけの設置ということなのでしょうか。そのあたりは。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

御指摘のサイドワゴンは授乳室ですので、やはりそこにそういう部屋を設けるのであれば こういうものがないと部屋の機能が十分満たされないということですし、先ほどの児童室あ たりもやはりそういったものが必要であるということで、ただやはり今後の運用はサービス 計画という形できちっと出させていただきますし、具体的な事業についても、今後行う際に はきちっと事業の前にはお示しをしていきたいというふうに思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

ちょっと関連で。今答弁いただきましたように、本来であれば図書館協議会で、しかもサービス計画に基づいてこの仕様は決まるべきだというふうな認識を持っています。ただ、私たちがまだ何一つ聞かされていないのは、まず図書館協議会の設置状況ですね。現在の状況がどういうふうになっているのか。それと、もし設置されているのであればそのサービス計画の現在の状況、そしてもう一つ大変大事な館長人事についてです。何名の方が応募されてきて、そしてどのような審査経過をとって、そしてもう決定をされたのかどうか。このあたりをお聞かせください。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長 (内山十郎君)

協議会につきましては、人選をさせていただいて今委嘱をする予定にして、基本的には新しい館長が決まりまして、1月に第1回目の会議を開きたいというふうに予定しております。 館長につきましては、実際は7名の申請がありまして、1名は資格要件で無効でありました。もう一人の方は申し込みを出されましたけれども、辞退を1名されまして、5名の方で作文試験と面接を12月4日に行ったところでございます。決定につきましては、ちょっとまだ明確に決定は今していないところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

館長人事の議案に関しては1月から4月ぐらいまでの猶予をもって採用するということで したけれども、今の答弁からいくと、1月に館長も招いて図書館協議会を設置するというふ うな答弁でした。ということは、もう早々に採用して早々にもう就任をしていただくという 形でよろしいのですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

大串教育長。

〇教育長 (大串和人君)

そのことにつきましては、まだ館長が検討中というか選考中ですので、それがきちんと決まりまして、協議会等の日程についてまた考えていきたいということを今思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。河野議員。

〇8番 (河野保久君)

まず、この備品を購入する上で、今の現図書館の備品との兼ね合いはどのように調整されたのかということが1点と、それからいろいろ予算、総事業費7億円何ぼということで全体像ができています。その中で備品はたしか当初2,800万円弱だったかな、そういうような説明を受けておりますけれども、その辺の事業全体の見通しとしてその範囲内でおさまると予測されているのかどうか、その辺をちょっと見通しをお聞かせください。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長 (内山十郎君)

備品につきましては、現図書館と新しい図書館、使えるものは持っていくようにはしております。ただ、やはり新しい図書館としてイメージをパークライブラリーという形で、やはりそういうのも考慮しまして、中に置きますものはやはり新しいもの、そして今回は会議室等もありますので、会議室等のテーブル、机は新しくなるものもございますので、その点も考慮して選考させていただいております。

それと、備品につきまして今回は家具等ですけれども、電気機器の部分は若干まだ備品等をそろえなければいけない部分もございますけれども、今回は家具等の備品等で上げさせていただいております。予算的にはその範囲内で十分おさまるのではないかというふうに見通しを立てております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。末次議員。

〇3番(末次 明君)

今回、52品目という多品目を一気に備品として購入されるわけですけれども、これは全て 町のほうで全品目、メーカーと品名というのは指定されたのでしょうか。それとも、一部は やはり業者のほうがこれを出してこられたというのもあるのでしょうか。

それと、あと1品ずつ選定された選定者はどなたなのでしょうか教えてください。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長 (内山十郎君)

これ自体は設計事務所等と十分協議して、きちっと専門家に色だったり形とかそういったものも考慮していただいて一応選んで、それから予算も当然ございますので、そこでうちの設計業者と図書館の職員がおりますので、そこで協議しながらそれぞれの品物を選ばせていただいております。

〇議長(鳥飼勝美君)

末次議員。

〇3番(末次 明君)

そうすると、場合によってはもう業者の方がこれがいいですよと言った備品も入っている わけですね、この中に。椅子とか机とかメーカーはやはりこだわられたわけですか、全て。 メーカーは全てこの選定者の方はこだわって決めていただいたのでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

メーカーというよりも機能であったり、やはり備品等、椅子とか机ですので、やはり部屋の中に、今回せっかくああいうふうな形でのロケーションもありますので、それも当然考慮して、なおかつやはり予算もございますので、そことの関連も含めて、できればいろいろ入りやすいものとかありますので、いろいろなメーカー等も当然考慮はしながらではありますけれども、その中で選定をさせていただいております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第40号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第41号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第10. 議案第41号 基山町老人憩の家の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

この件で資料がございますけれども、憩の家のその指定管理者の申請書に、アンケートを とられたような形で出ておりましたけれども、常時ここは何か年間1万人からの利用者があ って、もちろんその中にはリピーターがかなり多いのだとは思うのですが、もしわかれば、 この常時リピーターの方が年間どのくらいいらっしゃるのか。それで、その中で3日間ぐら いで30人の方にだけアンケートって、その報告をなさっておりますけれども、そこの辺の兼 ね合いがちょっと私には納得できないんですけれども。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長(天本正弘君)

1点目のリピーターの件ですけれども、70ページにありますアンケートの分析結果の第2項の中で、月の利用回数は半数以上の方が月10回以上利用されているということでございますので、30人としますと15人の方が月10回以上利用されているということですので、おっしゃいますようにその方たちがリピーターであろうかと思っておりますし、今後はやはりそれ以外の方の利用者を拡大していくということが一つの課題であろうというふうには思っております。

それから、2点目の10月5日から7日のアンケートの件ですけれども、やはり平成23年から始まりました5年目の指定管理者の中で、やはり一番は利用者の方が満足のいく利用をなさっているかというようなことを考えてこの方々に、やはりそれが原点だろうというようなことでアンケートを行ったということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

基山町老人憩の家、たしか昭和50年につくられた建物だったと思います。つまり築40年経過しています。その築40年の建物を今回5年間という期間を設けて指定管理をされていますけれども、5年間という期間が適当だと思われますか。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

憩の家の指定管理者制度につきましては平成18年度から始まっておりまして、もう今年度

で約10年を経過いたしております。その中で、やはり議員おっしゃいますような年数を5年にするのかいろいろ検討いたしましたけれども、建物の建築年次、そういったものというよりは、やはり指定管理者制度としていろいろな人の雇用といいますかそういったものも発生してまいりますので、1スパン5年というのが最適であろうというようなことで判断をいたしまして平成33年の3月までというふうな期間にしたということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

ちょっと小森町長にお尋ねします。社会福祉協議会の会長でもあられますけれども、この 築40年の建物を5年間という期間で指定管理を受けるわけです。町長の立場としてこれから 先、この憩の家、要するに40年というと、公共施設は耐用年数は基本的にないと言われてい ますけれども、ある一つの区切りなんですよね。しかも非常に利用頻度が伸びているという ふうにお聞きしています。その中で恐らくいろいろな問題が出てくると思うんです、この5 年間の間で。それをどのように対処して、そしてまたこの修繕計画、長寿命化なのか建てか えも含めてどのようにお考えか、ちょっとあわせてお聞かせください。

〇議長(鳥飼勝美君)

小森町長。

〇町長 (小森純一君)

非常にもう年数が経過しておりますので私どもとしましても気になるところで、これはやはり近い将来何らかの措置をしなければいけないと。修繕費もかなりあちこちかかったりしますので、当然それは長寿命化なり、あるいは全面的な建てかえ、どちらがベターなのかというようなこと、その辺も含めてやはりこれからの一つの検討課題だというふうには思っております。話は別ですけれども、保育園の問題もございますし、そういうこととの兼ね合い、橋梁との兼ね合い、そういうこともいろいろ考えてこれからやはり考えていかなければいけないということでございます。

ただ、やはり指定管理者ということであれば、建てかえいろいろあるかもわかりませんけれども、5年間というような一応そういうスパンで考えていくべきだろうというようなことは思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

もう一度ちょっと町長にお尋ねします。福祉交流館とこの憩の家、どういうふうなすみ分けをお考えで現在運営をされているのか。そしてまた、新たに指定管理として5年間をされた理由というのが、要するに恐らく立ち位置というか存在意義が違うからあえてこの2つの建物が存在しているんだと思うんですね。そのあたりをお聞かせ願えますか。

〇議長(鳥飼勝美君)

小森町長。

〇町長 (小森純一君)

確かにちょっと重複する部分もあるかもわかりませんけれども、しかし機能的にはやはり違うということではないかと思います。憩の家にはお風呂もありますし、それなりのやはりスペースがあるということだと思いますし、福祉交流館のほうはまた別の使い方が今なされているというようなことかと思います。私も詳しくはつかんでおりませんけれども、福祉交流館のほうは割と子供たちの利用も多いということ、若い人たちの使用も多いというようなことも聞いております。憩の家となるとちょっとやはり高齢者の方がというようなことも私も感じておりますので、その辺のすみ分けといいますか、それはやはりそれなりの機能を持ってやっておるのかなというふうに思っております。あれを1カ所にまとめるとかなんとかというのはちょっといかがかなというような感じでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石健児議員。

〇1番(松石健児君)

以前も質問があったかもしれませんけれども、まず、これは申請書の代表者氏名は副会長の高木さんという方が出されておりますが、この社会福祉法人基山町社会福祉協議会の代表者は小森町長になっていますよね。まず、発注者と受注者が共通しているというところに対して何ら問題ないのかという点と、あわせて、実際に契約期間が来年の4月からということになっておりますけれども、来年の4月にはこの代表者の方は不在ですよね。そういう契約が成り立つのかということを教えてください。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

議員お尋ねの件は、38ページの申請者が副会長になっていることでございますか。副会長になっているということでございますね。

それにつきましては、資料の追加で出させていただきました追加分の2ページに、基山町社会福祉協議会副会長の変更についてというようなことで平成26年3月18日に町長のほうに出されております。この件につきまして社協のほうにお尋ねをいたしましたところ、今度は資料の47ページのところの第7条、「会長、副会長の選任及び法人の代表権」という見出しのところの第5項に、そこを読みますと、会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理するという定款がございます。これにつきましては、民法第108条の中に、そういった双方代理ということができないという規定がございますので、これを理事会に諮られまして、それを筆頭副会長といいますか、その方を決定をされたというようなことでされております。それで、その件で先ほど言いました追加資料のことが、平成26年4月1日からは副会長の高木さんということに変更しますというような届けが出ておりますので、これに基づきまして社協のほうからこういう申請がなされておるということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石健児議員。

〇1番(松石健児君)

今の説明はわかりました。私のちょっと質問の仕方が悪かったんですけれども、まず、この内容で伺うのであれば、社協の代表者は小森町長になっていらっしゃいますけれども、来年度の4月以降も代表者は小森純一さんがされるのかどうか。あるいは町長職を来年おやめになられて以降、社協のほうは継続されるのであればわかりますけれども、大体民間でいうと社長がかわられる後の契約をこういう形で発注するということは非常に珍しいと思うんですけれども、いかがですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

指定管理者の場合には協定書になりますけれども、今回もその時点で、4月1日時点で筆頭の副会長がいらっしゃれば高木さんとの協定書を結ぶということになろうかと思っており

ます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

町民の方から利用料が上ったと、どうなっているのかということをお聞きしたんですが、 それについてお答えください。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

利用料につきましては、町外の方の利用の変更といろいろな調理室とか会議室とかそういったところの改定は行いましたけれども、基本的な50円の料金の体系は変えていないという ふうに思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石議員。

〇12番(松石信男君)

それで社協だよりを見てみますと、4月号なんですが、4月1日より利用料が変わりますということで一応町民の方には広報されているわけです。変わったのは65歳未満の方、これが220円に上がっているということなんですが、その件について、どこで協議されて、どういう理由で上げられたのか。先ほど、いや、町外の方だから上げていいんじゃないかということなのか。もちろん町内の人も利用するわけですから、アンケートを見てみますと65歳未満の人の利用は非常に少ないわけですね。そういう状況を見たときにどうなのかと、その辺のことについて答弁ください。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。質問の趣旨わかりますか。城本財政課長。

〇財政課長(城本好昭君)

26年度に使用料、手数料の見直しを全面的にかけるということで全施設見直しをかけていますので、具体的に憩の家が幾らから幾らになったという記憶はございませんけれども、もし上がっているとすれば、その見直しの結果、使用料が皆上ったということではないかというふうに思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

それに関しましては基山町老人憩の家設置及び管理に関する条例の折に的確な条例、料金の改正を行っておりますので、そのときに十分に審議をされて決定されたというふうに思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

議会にかかったんですかね。いや、私の認識不足ならばそれでいいんですけれども、ちょっと私はそういうような認識がなかったもので、そういうのがあったので、これはさっき財 政課長が言われたように確かにそういう意味で議会で審議されましたよね。私は反対したん ですけれども、そのときにこれは決めたんだということ。ちょっと確認のために。

〇議長(鳥飼勝美君)

城本財政課長。

〇財政課長(城本好昭君)

先ほどお答えしましたように、財政課のほうで一括で使用料、手数料の見直しの検討をしまして、その方法を決めて全施設で見直しもしまして、料金改定が必要なものにつきましてはそれぞれの設置条例なりで条例改正をお願いして議決をいただいているところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。品川議員。

〇11番(品川義則君)

今回指定管理者制度をまた再度されるということですけれども、この決定に至った経緯を、また指定管理者で行うということでされた経緯をお尋ねしたいのは、憩の家とそれから福祉交流館、福祉交流館が先ほど町長の答弁では子供たちとか若い方に交流の場として、憩の家は高齢者ということなんですけれども、福祉交流館は異世代交流ということであったと思うんです。高齢者の方に多く来ていただくということで、町長の答弁では、それを一致すると言っているんですね。施設を1つということは、政策上少しおかしくなる部分があるのでは

ないかと思うので、指定管理者を再度利用しようとした経緯と、先ほども町長の答弁で、福 祉交流館は異世代ということですみ分けはもうされているので、できれば方向の変換とか、 憩の家ももう少し子供たちとかそういった形で利用できるような施設に変更するようにこれ も考えていくのか、変えていくのか、その点をお答えいただければと思いますが。

〇議長(鳥飼勝美君)

小森町長。

〇町長 (小森純一君)

あの憩の家と福祉交流館とのすみ分けといいますか、これは必ずしも社協のほうなり何なりで、それから福祉のほうなりでそれを区別して利用をしていただいているということではございません。やはり機能上そういうふうなことに今なっているというような、そういう傾向というのはあるということで先ほど申し上げました。必ずしも憩の家が子供たちの利用に向かないとかそういうことではなくて、宿泊通学ですか、憩の家はお風呂もありますしそういうことには使っております。また逆に、福祉交流館が若者ばかりに限定しているということも決してございませんし、それは高齢の方もやはり使っていただくというケースもあろうかというふうに思って、区分けは必要ないというふうなことでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかに。品川議員。

〇11番(品川義則君)

資料の43ページ、憩の家事業年次計画の中で世代間交流とかということはあっているんですけれども、実際の活動として今言われたような通学合宿しかされていないということは、やはり町として、指定管理者にこういうふうに利用もお願いするならば、そういった方針もきちっとこの憩の家の事業の内容の詳しいやはり指針となるものを提示すべきだと思うんですけれども、そういうことはされる予定でしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

小森町長。

〇町長 (小森純一君)

その辺のところは、本当に規定まで設けてみんなで使わなければいけないとかというよう なそういうことが本当に必要なのかどうかと。それよりも、やはり利用しやすい方々がそこ を利用していただくというのは、それが自然といいますか、曖昧と言えば曖昧かもわかりま せんけれども、そのほうが利用者の立場で使っていただいたほうがいいのかなというような 気はいたしております。逃げるわけではございませんけれども、その辺はまた今後の検討課 題かというふうに思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。重松議員。

〇9番(重松一徳君)

ちょっと資料を見ているんですけれども、なかなか私は見つけ切れなかったんですけれど も、5年間の指定管理料金が幾らなのかと。28年度から5年間の各年度の指定管理料金につ いて、資料があったらちょっと言ってください。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

平成28年度からは、今後この議決をいただきました後に社会福祉協議会のほうと協議をしていきたいというふうに思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ここで午後1時まで休憩いたします。

~午前11時58分 休憩~

~午後1時00分 再開~

〇議長(鳥飼勝美君)

休憩中の会議を再開いたします。

ここで、議案第41号 基山町老人憩の家指定管理者の指定についてに関連いたしまして、 担当課長より答弁を求めます。天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長(天本正弘君)

時間をとりまして、申しわけございません。

まず初めに、今回、基山町老人憩の家指定管理者の募集に関しましては、基山町老人憩の 家指定管理者募集要領を定めまして今回募集を図ったところでございます。その項目の中に、 管理運営の経費に関する事項という項を設けまして、その額を年額929万2,000円を上限とし ますというようなことで募集を図ったところでございます。

それで、資料の42ページに、社会福祉協議会から出されております業務の収支予算書の中

の収入の欄に、向こうの予算書の中に老人憩の家指定管理料ということで929万2,000円が記載をされております。これに関しましてはうちの上限額以内ということで、これに関しましては適当であるというようなことでございます。ただ、社会福祉協議会が試算しておりますこの929万2,000円と基山町が上限と定めております額のそこの精査を今行っておりまして、平成28年度はこれを超えない額で協定書を結びたいと思っておりますし、28年度の当初予算につきましては、29年度以降の4年間につきましては債務負担行為を起こしまして協定を結びたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。桒野議員。

〇4番(桒野久明君)

この老人憩の家の維持管理についてちょっと質問したいんですが、この老人憩の家では、 まず宿泊できるということと調理設備があるということで、青少年の健全育成事業で通学合 宿ですか、ここで20名程度のお子さんとそれを世話する人が9月ごろ利用しているというこ とですが、そのほかに夜間に宿泊しての利用はありますでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

議員おっしゃいました宿泊施設といいますか、それは備えておりません。ただ、畳の部屋 等がございますのでそこで宿泊はできますけれども、お風呂もございますのでできますけれ ども、それが宿泊施設というふうには捉えておりませんし、今ありました青少年健全育成事 業以外のところでの宿泊はやっておりません。

〇議長(鳥飼勝美君)

桒野議員。

〇4番(桒野久明君)

宿泊施設ということでないということですが、畳の部屋があって、布団はリースしてとっているんですか、そういうことで利用させていただいていますけれども、2年ほど前、私もちょっとそれに携わっていた関係で2年ほど連続して宿泊したんですけれども、エアコンのスイッチを入れたときに物すごくほこりっぽいにおいがしたんですね。これちょっと整備し

ているのかなという気がしました。そのときにちょっとぜんそくぎみの子がいて、息苦しくなってそこの部屋は使えない状態になったということで、多分そういった夜の利用が余りないからちょっと把握できていなかったのかなと思いますし、またその反省会で上げて町のほうに意向が伝わっていなかったかもしれませんけれども、一旦小さい子供たちが利用しているということで、そこら辺の維持管理ですか。この利用者のアンケートで、昼間のサービス面とかそういったものは多分メンテされていると思うんですけれども、そういったことでも使用していますので、ふぐあいとかそういったものがなかったかどうかの確認はしていただきたいなと思いました。そういったことで今後注意していただきたいと思います。

以上です。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石健児議員。

〇1番(松石健児君)

質問が前後して申しわけないんですけれども、先ほど応募内容については天本課長の御説明でわかったんですが、応募方法についてもちょっと御説明いただければ。応募方法、どちらの広報等を使って応募を出されたか。それと、それが町内か、町外まで応募されたのか御説明お願いします。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

今般の応募者の要件といたしましては、応募資格といたしまして、鳥栖地区広域市町村圏、 基山町、鳥栖市、みやき町、上峰町内に本店、支店または営業所等があり、管理基準に沿っ て利用者の健康増進と福祉の向上に資する施設管理ができる団体。それと、応募者の制限に 係る欠格事項、それはいつもの公共事業と一緒ですけれども、それに該当しない、いわば暴 力団といいますかそういったことを排除したということで応募をいたしております。

手段につきましては、ホームページ、そういったところに掲載をいたしまして広く募集を 行ったところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石健児議員。

〇1番(松石健児君)

今のホームページ等と言われた、そのホームページ以外を教えてください。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

オープンにいたしましたのはホームページだけでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。大久保由美子議員。

〇2番 (大久保由美子君)

済みません、何回も。指定管理者指定の申請書の中に勤務時間等は書いてありますけれど も、ここを使用する開所期間というんですか、1年間365日の全部を開所するとか、休館日 はどうなのとか、そういうふうな規定は掲載する必要はなかったのですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (天本正弘君)

議員おっしゃいます老人憩の家が開館といいますのは、それに関しましては募集要綱の中には記載をいたしておりませんし、それは管理協定書の中でそういった詳細の部分につきましては締結をして管理運営を行っていくということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

そうしましたら、そういう細かいことはさっきおっしゃいました管理協定書というんですか、それを見ればわかるということですね。それはもう契約とかいろいろ終わってからですか、その書類は。細かいことは。

〇議長(鳥飼勝美君)

天本健康福祉課長。

〇健康福祉課長(天本正弘君)

協定書というのは、今議員がおっしゃいました契約書、それにかわるものだというふうに 御理解をいただければいいと思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第41号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第42号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第11. 議案第42号 福岡県小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させることに 関する協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

1点だけ。資料の75ページ、協定の新旧対照表が出されているわけですが、現行の利用期間については平成15年から平成25年度までというふうに受けとめていいのですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

現行の協定につきましては、当初、基山町は下水道事業を始める前に締結をされております。その関係で、下水道法上の認可手続等のために事前に協定を締結され、その後、実際にそういった下水道事業法等の関係手続が終了した後、下水道の排水の開始、汚水の開始をしております。その関係で、「開始時期は平成15年度をめどとする」というのはそういったところから出ておりまして、実際には手続が終了後の平成17年度より開始をされておりますので、それから10年というところで平成27年度末ということになっております。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

その辺が、その2年間の空白はどうなっているのかとちょっと思ったもので。しかし、この協定書を読みますと「平成15年度をめどとする」というふうになっているので、実際平成17年度からですからと言われても、この協定書でいけばどうなのかと。その2年間についての協定とか何かあるのかというふうに思うわけですが、協定はやはり協定ですからきちっと守る必要があると思うんですけれども、その辺についてちょっと私の解釈が悪ければですが、ちょっと詳しく。その協定書は平成15年度ですから、平成25年度で終わっているわけですね。あと2年間はこの協定に基づいてされていないわけですよ。というふうに私は解釈しているんですけれども、先ほどちょっと言われたけれども、その辺はちょっと私はわかりづらいんですが。

〇議長(鳥飼勝美君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

まず、下水道事業を行う際に処理場の確保が必要となっております。この処理場の確保が 今回当時の基山町の場合は流域下水道の処理場というところとなります。下水道法上は、処 理場を決めないとその後の手続、全体計画なりそういった法令的に作成する手続に移れませ んので、それでこの「めどとする」という、協議調整の期間が読めない部分があるというと ころからこのような書き方になっていると思います。その後、「前号の開始時期から起算し て10年」ですから、そういった手続が終わりまして開始をしたときから10年とするところで 現在に至っていると思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

これちょっとこのままで読むんですが、「平成15年度をめどとする」ということは、平成15年度からの協定ですよと、利用期間はというふうにちょっと私たちは受けとめるんですよね。受けとめるんです、そういうふうに。

〇議長(鳥飼勝美君)

平成15年度をめどというのは、めどだから、そのめどの説明をしなければ。古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

手続を開始する際には平成15年度を目標として開始してやるというところですが、協議調整の中でこのようなずれが生じたというところで、あくまでもこれは法律上の処理場を確保するというところをまずやらないと次に進めなかったという、諸事情からこのような表現が入っているというふうに思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

それこそ私はこの下水道事業は基山町の今からの行政の中で最大の問題点になってくるというふうに思っています。今回のは小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供するための協議ですので、今から話を進めていきますよというふうな形だろうと思います。

1点は、今後の流れ。協議して、今言われていますように協定を結んでいくというふうになります。それ以外にも覚書ないし地元との同意、いろいろな部分が出てきますし、当然これは小郡市の協力も得なければなりませんので、小郡市がどのように考えているのかというのも出てきます。それと、福岡県の流域下水道の全体がどのように流れていくのかというのも私はいろいろな部分に関するのだろうなと思っています。それで、1つは、今後この協議を議会が議決したとして、今後の流れについて説明をしてください。

それと、先ほど少し言いましたけれども、基山町はこの小郡市の公共下水道に接続することに関して基本協定を結んでいます。これは平成13年に結んでいるわけですね。その中では、1つは基山町から最大汚水流入量が1日1,950トン。これは今回の協定の中にも入っておりますけれども、それ以外に基山町からの排水区域、基山町の中の区域が117へクタールというふうに規定されていますし、この中の人口5,000人というふうな規定もあります。それが今回見直しができるのかと。1,950トンというのは、基山町が現在流しているのが約1日500トンぐらいですので、まだ余力はあります。しかし、今後、認可区域を拡大すれば、先ほど言いました117へクタール外になりますので、認可を拡大すればこの認可を拡大した部分の汚水処理は基山町が今フレックスでしています例えばけやき台とかニュータウンとかそこで処理しなければならないというふうな形になりますね。そうすると、1,950トンに向けてはまだ約1,400トンぐらい余裕があるわけですけれども、小郡市の宝満川流域浄化センターのほうには流すことができないという問題が出てくると思います。この辺の扱いが今後の協定にもなろうかと思いますけれども、どのような形で基山町は小郡市と協定を結んでいくのか、一連の流れとあわせて説明をしてください。

〇議長(鳥飼勝美君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

それでは、まず流れを御説明いたします。議決によりまして、今後、基山町の住民の利用に供させる協定というものがございます。これは添付をしております。これをまず締結いたします。それの締結と同時に、基山町の公共下水道を小郡市の公共下水道に接続することに関する基本協定という協定も締結をいたします。さらに、これは協定の締結とともに、基山町の公共下水道を小郡市の公共下水道に接続することに伴う下水道施設の維持管理に関する覚書を締結させていただきます。その後、最後に基山町の公共下水道を小郡市の公共下水道

に接続することに伴う地元対策事業に関する覚書を締結して、一連の流れとなります。先に 申しました3つが議決後に速やかにさせていただきたいと考えている部分でございます。

それから、2点目の前回からの見直しの点というところでございます。先ほど言われました数字につきましては、117へクタール、人口5,000人、1,950トン。これについては前回と同じ数字となっております。ただし、117へクタールの利用区域については、10年経過しておりますので、現在、これから宅地が見込まれる地域、そういったものを見まして、その面積内でエリアの変更はさせていただいております。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

今言われています今後の流れについては、そのような流れで進んでいくんだろうなという ふうに思っています。

私は、先ほど少しこの117~クタール、そしてその排水区域の人口が5,000人というのが、小郡市の考えと基山町の今課長が言われました考えが一致していけばいいんですけれども、資料にも出されておりますように処理区域というのは規定されているんですね。これは小郡市のほうも規定されていると思います。この区域内からの汚水処理を小郡のほうに流してもいいですよと。先ほど言われましたように、その中には実際家も建てないところとかいろいろあるからというのは、これは基山町の理論ですね。理屈ですね。小郡市のほうにこれが通用するかといえば別問題ですね。だから、私はここが物すごくきちっと議論しなければなりませんし、5,000人という人口、私も今ここにいる人がどれくらいの人口かはっきりわかりませんけれども、私は5,000人オーバーしているのかなと思ったりもちょっとしているんですけれども、大分家も建ったりとかしている部分もありますから、これは確認をぜひしてもらいたいというふうに思っています。

それから、それこそこれは今から先10年間の協定ですので、基山町が今から下水道の全体計画を見直すにしても、この協定の中で見直しを進めていかなければいけない面も出てくるのではないのかなというふうにも思うんです。それで、もともと基山町の全体計画554へクタールは、宝満川の上流流域のほうに浄化センターを建設するというのが基本で、ここも福岡県が今見直しを検討していくという形で今回まで何回か説明がありましたけれども、全体計画の区域から排除する区域が出てきますよと、そこについては合併浄化槽の設置で対応し

たいというふうな説明等もありますね。

しかし、今から先計画を進めていくというのが、平成29年度から認可区域の設置をしたいという説明があったろうというふうに思いますけれども、当然この10年間の区域の中に入っているという部分で、今後、認可区域を拡大してからする部分、これはどこの汚水処理場でこの汚水処理をする計画なのか。これが、先ほど言ったように、1,950トンにはまだ余力があるからそちらのほうに回していいですよというふうにならないんじゃないかと。なるのだったら私は対応できると思うんですけれども。先ほど言いましたように、面積と人口の関係からすると、余力があるからあと1,400トンぐらい1日流せるんですよというふうにならないと思いますけれども、この辺の解釈ですね。どのような解釈をされているのかと、先ほど言いました新たな認可区域を拡大した場合、どのような汚水処理の仕方をするのか説明をお願いします。

〇議長(鳥飼勝美君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

まず、人口の点につきましては、26年度末で確認をしております。これにつきましては 4,700人程度ということで、この人口についてはまだ到達しておりません。また、協定には こういった面積117~クタールと1,950トンになりますけれども、一応処理量が、処理をする のに処理量が最大のネックとなるものでございます。これにつきましては、この範囲内のも のは小郡市のほうも基山町が利用するのに問題ないというところの協議を進めているところ でございます。

あと、面積の区域なんですが、この117へクタールというのが、下水道法に基づきます面積の捉え方がございます。原単位等の計算式で出すわけですが、そういった計算式に当てはめまして、小郡市が基山町の住民の利用に提供できる最大の数字というところになっておりますので、これにつきましては現在も余裕があるところでございますので、その中で適切な運営をしていくものと考えております。

もう一つ、福岡県の内容につきましては、現在、基山町を初めとする流域下水道に関係する関係市町の人口と今後の人口の推移、そういった数値を取りまとめておられます。平成27年度にそういった数字の取りまとめが終わられ、平成28年度に行政的な手続、汚水処理構想のその数字に基づいた見直し等が必要であれば見直しというところで手続を踏まれるという

ふうに考えておりますので、基山町も今年度集められる各関係市町の人口の推移等を見まして、以降協議調整が出てくるものと考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

ちょっと確認ですけれども、1,950トンの限度水量に基山町はまだ余裕があるという形で、 もし認可区域を拡大してそこで発生した部分は、小郡市のほうの川を利用して宝満川流域の 浄化センターで処理してもらえるという形で捉えているという形でいいですね。

それと、これで3回目ですので、もう一つ、先ほど言われましたように、今から基本協定もありますし、維持管理に関する覚書も締結していく形になるだろうと思います。その覚書の中では、これは平成17年のときに覚書で協定を結ばれているわけですけれども、その中で、維持管理として減価償却の相当額という形で年額87万200円、これはずっと基山町が年額という形では支払ってきた部分ですね。これについても金額の変更が今回あってないと。あってないと言いましょうか、今から覚書の協定を結ぶわけですけれども、その金額になるんだろうかなというふうに思いますけれども、これはどうなのかという部分です。

それと、それこそ地元対策といいましょうか、ありますし、今日まではそれについてもき ちっと協定も結ばれておりますので、この辺の協定の内容がどうなるのかという部分。

それと、これが一番私は大事なのだろうなと思うのは、平成14年にそれこそ筑紫野市長、甘木市長、小郡市長、太宰府市長、それに当時の須恵町長、大刀洗町長、基山町長の名前で福岡県のほうにこの流域下水道の全体計画の関係では要望書を出されているんですね。先ほどからずっと福岡県の流域下水道の見直しも今から進めていくんだというふうなことを、宝満川上流流域下水道の関係では新たな浄化センターはもう設置しないという方向でと、もう検討というふうなこともずっと言われていますね。そうすると、今ありました関係市町が連名で福岡県のほうに要望書を私は出すべきと思うんですけれども、そういうふうなこともしながら、小郡市との関係、そして福岡県との流域下水道、そしてその中の宝満川流域下水道、それとあわせた形での小郡市の下水道管を利用させてもらうというふうな一連の流れがきちっとないと、片方、片方のそれぞれの場で対応になってくるのではないかと。そうすると、基山町の今から先の下水道の全体計画の見直しに物すごく影響するだけに、一連の基山町の基本的な指針を私ははっきりさせていくべきではないのかというふうに思いますけれども、

これについてお考えをお願いいたします。

それとあわせて、最後に、ちょっと町長のほうもこれについてどのような考え、先ほど要望書の関係も少し言いましたけれども、町長の考えもあわせてお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

小森町長。

〇町長 (小森純一君)

私も以前からこの流域下水道どうなっていくのかというようなことは非常に関心を持って見てもおりました。全体的な人口減少、したがって宝満川上流のほうはどうかなと、大体何かそういうふうな感触も持っておりますけれども、これまた本当に福岡県がどう考えられるのか、ひとえにそれによるというふうに思います。といいましても、それでは、基山町としては本当にざっくばらんに申しますと、もう上流につくられるとそちらのほうの導管も必要なものですから、これはやはり大きな負担増になるというようなこと、そういうことからしまして今の宝満川のところで処理できればそれがいいかなという望み、希望は持っております。

しかし、それをどういう形でそれじゃあさっきずっとおっしゃいました市町で県に要望するのか、どこでするのか、その辺のところはちょっと私もわかりかねるというところでございますので、その辺はやはりまず事務レベルでどう話し合いができているのか、この辺もひとつしっかり把握しておきたいなというふうに思っております。現在の時点では、本当にお願いしているだけに不透明だと、流動的だということでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

済みません。その前に117へクタールのちょっと補足説明を少しさせていただきたいと思います。117へクタールというのは協定でもう固定となっております。ただ、今回の協定にあわせて、117へクタールの中で今後宅地が見込める部分、人口増とつながるような部分につきまして見直しをしております。そういった意味で全体の面積は変わりませんが、開発をされても排水できるエリアという見直しをしているというところから、汚水量の容量は協定の範囲で流すことが可能というところであります。

また、質問で言われました流域下水道への見直しの要望等でございますが、今後、各関係

市町の人口の推移と将来計画等が出てまいりますので、そういった数字を確認しながら、関係市町との連携等もとりながら、今後、一番下水道事業として効率的なものになるように努めていきたいと思っております。

維持管理の覚書につきましては、あくまでも当初の小郡市の負担等から出しておりますので、今後もそのまま動かないものというところで考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。木村議員。

〇7番(木村照夫君)

その覚書書ですね。維持負担は出ました、870万円と。もう1件、地元対策事業に対する 覚書書。前回は3,465万円だったんですね。今回は1,500万円を予定していると。その内容は、 大板井地内の井堰改修工事。この地元対策というのは何ですか。それと、この井堰工事の内 容をもしわかれば教えてください。

〇議長(鳥飼勝美君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

まず、こちらの対策事業につきましての井堰につきましては、これは現在利用しております宝満浄化センターの第一水利権を持っておられるところとなります。今回要望が出まして協定に上がっておりますものが、大型井堰の色塗りとゴムシール材、水漏れがしないようにそういった部品の交換を行うところでしております。実際これは小郡市の事業で行われます。基山町の負担は45%というところで、前回お出ししました金額で現在検討をしております。

〇議長(鳥飼勝美君)

木村議員。

〇7番(木村照夫君)

こういう地元対策事業はずっと出るわけですか。この内容ってどういう意味なのですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

この対策事業につきましては、この10年間の更新でこれで終わるというところで考えています。この後、これに絡むものは一応協議の上で、これの一つというところで整理をさせて

いただいております。

〇議長(鳥飼勝美君)

木村議員。

〇7番(木村照夫君)

地元対策事業ですね。その意味ですね。

〇議長(鳥飼勝美君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

基山町が小郡の施設を利用するというところで、最終的にはこの小郡市の水利権のある宝満川に放流をされております。これにつきましては処理場の建設当時も同じような対策的な事業をされております。今回もこのような整理をしているところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、議案第42号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第43号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第12. 議案第43号 平成27年度基山町一般会計補正予算(第4号)を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の34ページをお開きください。ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようでございます。

35ページをお願いします。第1表. 歳入歳出予算補正。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

次、36ページ、37ページ、同じく歳出。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、事項別明細に入ります。

事項別明細の3ページをお開きください。

歳入。交通安全対策特別交付金、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

4ページ、分担金及び負担金の民生費負担金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

次、行きます。 5ページ、使用料及び手数料、民生使用料。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

6ページ、国庫支出金、民生費国庫負担金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

7ページ、国庫補助金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

8ページ、県負担金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

9ページ、県支出金、県補助金1目、2目、3目、4目、6目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

10ページ、県支出金、委託金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

11ページ、財産運用。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

12ページ、寄附金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

13ページ、基金繰入金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

14ページ、受託事業収入。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

15ページ、雑入。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

次、歳出に移ります。

16ページ、議会費。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

17ページ、総務管理費1目、2目、4目、5目、6目、7目、8目、11目、13目まで。19ページまで。品川議員。

〇11番(品川義則君)

まちづくり検討委員会の協議会ができますけれども、その要綱をいただいておりますけれども、この範囲はどこまでなのか。それから、産業界が多いですよね。住民が区長会から2名ということで、その範囲内にいらっしゃる住民の方、生活圏の維持にかかわる部分があってくると思うんですけれども、そういった方々がこの協議会の中に入っていないということについて御説明をお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

熊本まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (熊本弘樹君)

資料の80ページのほうに、今回、委員の名簿案ということで、案の段階でございますが掲

載をさせていただいておりますけれども、確かに住民の方の直接的な委員さんというのは少ないという御意見だと思いますけれども、今回この検討協議会の中では、要綱にも掲げておりますように、駅前を中心とした町内の未利用スペース、そういったところも含めて総合的に今後どのようにしていくかということを検討していきたいと考えております。そういった中で、駅前周辺だけの住民の方ということを対象とはいたしておりませんので、広く住民の代表ということで、現状としては区長さん方にお願いしたらどうかと考えておるところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

活性化というふうにすばらしい言葉ですよね。ところが、それによって今生活されている 方々の権利というものがある程度影響あると思うんですよね。名簿の案ですけれども、では この案の説明をお願いいたします。どういう考えを持ってこの人選、この業界から出された のか。

〇議長(鳥飼勝美君)

熊本まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (熊本弘樹君)

それぞれ全ての方をちょっと説明するということにはならないかもしれませんけれども、1番の西鉄バスにつきましては、現在コミュニティバスの運行も委託しておりまして、一つの町内の公共交通を考える上でのアドバイザーであるというふうに思っております。2番の基山タクシーに関しても同様でございます。3番の建設協会につきましては、これまでもいろいろな面で基山の土木面的な開発業等も行ってきていただいておりますので、そういった観点から御意見をいただきたいということでございます。次に4番の医師会、町内の医療関係者ということになりますけれども、今後高齢化が進む中でやはり医療という分野も大変重要な位置を占めてきておりますので、そういった中で、やはり中心地を考えたときにそういった分野の方の御意見もいただきたいということから名簿案に掲載をさせていただいております。それから商工会、モール商店街につきましては、特に中心市街地の商店街等で今後活性化していくためにどのようにやっていくかというところで御意見をいただくためにお願いをしたいというふうに考えております。住民代表として、社協につきましては町内の福祉的

な観点、それから区長さん方につきましては、先ほど申し上げましたように広く住民の代表という形での捉え方をさせていただいております。それから、大学教授等につきましては、それぞれの専門分野からの御意見をいただくためにお願いをしたいというふうに考えております。最後に、土木事務所につきましては、今後いろいろな開発等を行っていく上ではそういった御助言を適切にいただけるのではないかということから入っていただくような形にいたしております。あと、庁舎内につきましては、今後特に駅前周辺で事業を行っていく上でいろいろな面で事業を展開していく分野の主幹課をそれぞれ上げさせていただいております。最後に、オブザーバーとして、九地整それから中小企業基盤整備機構につきましては、中活であったり立地適正化法であったりそういったところをにらんだところで検討していく上では当然いろいろなアドバイスをいただくというふうにいたしておりますので、そういった観点から、現在のところこの名簿に上げております委員の方々にお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

やはり関係住民には入っていただくべきだと思っております。ぜひ再検討をお願いしたい と思っております。

それからもう1点、各課長が入っていらっしゃいますけれども、これ委員というよりもオブザーバー的な立場で入られたほうが公平でより審議が深まる部分が、逆に進めていただく抑制、両方あると思うんですけれども、やはり立場上からいくとオブザーバー的な立場がいいのかなというふうに私は考えます。

それと、この協議会ですけれども、任期が2年で再任を妨げないというんですけれども、 この計画についてはめどとして何年後ぐらいを中間点、終着点というふうに考えていらっし ゃるのか。最終的には10年とか20年スパンでしょうけれども、初期の計画的なものを提示で きるのはどれぐらいをめどに考えていらっしゃいますか。

〇議長(鳥飼勝美君)

熊本まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (熊本弘樹君)

まず、庁舎内の管理職の委員の部分については、今いただいた御意見も参考にしながら検

討させていただきたいというふうに思っております。

それから、検討協議会での結論といいますか、方向性を出すのにどれぐらいかというところでございますけれども、現状、具体的にいつということはしておりませんけれども、この任期、少なくとも1期が2年ということにしておりますので、その中では当然結論を出して、この後については、その協議会で検討したことに基づいて実施段階に移していけるような新たな今度は検討ではなくて審議機関としての協議会を設立していきたいというふうに考えています。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。大久保議員。

〇2番 (大久保由美子君)

今の同じようなところの質問なんですけれども、この16名の中に女性は多分この婦人会の婦人部の方がお一人入られるのではないかと思いますけれども、今からのまちづくりを考えるのに女性からの目線というか、それと若い方の御意見、それは商工会の青年部がまたお一人入られると思いますけれども、それだけで十分に若い方のこれからのまちづくりに意見を反映できるのかなという思いもあります。ぜひ若い人をもう少し入れていただきたい。それと女性の意見も入れていただきたいと思いますが。

〇議長(鳥飼勝美君)

熊本まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (熊本弘樹君)

協議会の委員を限りなくふやすことによってそれぞれの分野からいただけると思いますけれども、なかなかやはり回を詰めて協議を行うためには委員の方もある程度絞る必要がありますので、こういった人数にさせていただいております。そういった中では、今言われました御意見も十分にお聞きしながら、実際のお願いするときにはそういった部分にも気を使いながらお願いをしていきたいというふうに思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

そうですね。ぜひお願いしたいと思いますし、例えばPTAの方とかは子育て中の保護者がほとんどだと思います。子供さんを持っているそういう保護者の方にもぜひ意見を取り入

れていただきたいと思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石健児議員。

〇1番(松石健児君)

私も関連で。基山町商工会の代表がどなたかというのはちょっとわかりませんけれども、 観光協会がこの中に入っておりません。日本も観光立国というのを目指していますし、今後、 産業ツーリズム、医療ツーリズム等を含めて観光も非常に地域のまちづくりにとって大切な 分野になってくるのではないかなと思っております。西鉄バス等が入っていますけれども、 例えば西鉄旅行、祐徳旅行等の旅行会社、あるいは観光協会、その辺の部分も検討いただけ ればなと思います。要望です。

〇議長(鳥飼勝美君)

熊本まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (熊本弘樹君)

先ほど申し上げましたように限られた委員の人数でございますので、御要望として承って おきたいと思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松議員。

〇 9 番 (重松一徳君)

ちょっと所管ですので1点だけ申しますけれども、先ほどから例えば観光協会が入っていないとかそういうふうに見えるのは、この名称、まちづくり検討協議会というふうな名称が私は問題かなと思います。設置目的からするなら、これは明らかに市街地等の活性化が目的ですよね。そうすると、もう明らかにまちづくり検討協議会とかと書くから何か基山町全体のまちづくりのイメージが来るんですけれども、明らかに書いてあるようにこれは中心市街地の活性化ですよ。だから、名称は基山町中心市街地等活性化検討協議会というふうに変えたほうがまだわかりやすい。そうすると、ああ、これ中心市街地関係かなとなれば、この名簿も少し私は問題ありますけれどもこういうメンバーになるのかなというふうに思います。観光協会が入っていない、例えば農業者団体が入っていないとかいろいろな部分がこのまちづくり検討になれば出てきますから、この名称をもう一回検討しようというふうに思われませんか。

熊本まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (熊本弘樹君)

現状としてはこの名称でお願いしたいというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたように、具体的に次に当然事業を実施していく中で、例えば中活法であったり立地適正化法であればそういった委員会なり協議会なりを立ち上げる必要がございますので、その次のステップに移行する段階ではそういったわかりやすい名称にさせていただきたいと考えます。

〇議長(鳥飼勝美君)

久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

6目企画費の13節委託料、基山町イメージキャラクター商標登録委託料で、これ補足説明 できやまんの商標登録というふうにお聞きしました。きやまんだけですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

土田産業振興課長。

〇産業振興課長(土田竜一君)

説明の中できやまんというふうにお答えしている部分があるかと思いますけれども、今回 きやまるのほうもつくりましたので、きやまん、きやまるということで考えたいとは思うん ですが、登録に係る技術面のところでそこら辺は検討させていただきたいと思っております ので、よろしくお願いします。

〇議長(鳥飼勝美君)

久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

実は、このきやまんに対してもきやまるに対してもちょっと私は若干心配しているところがあります。というのは、当初やはりきやまんというものが登録された時点から何パターンかデフォルメされた図柄ができ上がりました。ただ、最近、あの図柄を行政が使うときに反転させたり、またきやまるの場合もそうですけれども、明らかに一番最初につくられた作者といいますか、その意向が本当に反映されているのかと非常に心配するわけです。あれはやはり一番最初は著作権自体は基山町に帰属しているはずですけれども、随分ときやまんからかけ離れたところにいってきている。これが本当にいいのかどうか、これをどのようにお考

えなのかまずお聞かせください。

〇議長(鳥飼勝美君)

土田産業振興課長。

〇産業振興課長(土田竜一君)

御指摘のところはございます。例えば本年度、草守基肄のときに、大分ポーズといいますか、それで大分崩したようなところがございまして、そこを若干心配しましてそこは大丈夫かというふうに確認はいたしました。それで、議員おっしゃるとおりに作者の方から町のほうに帰属されている部分と、それとそこの段階で明確に承諾と言っていいのか、言葉がちょっと違えば申しわけないんですけれども、そこは確認をとっておりますというふうに担当のほうから聞きましたので、そこはよしとした部分はあったのですが、もう一つ、幾つかのパターンをつくった際に、今おっしゃったように反転させて使っている部分に対して、作者の方ではなくてそこの幾つかのパターンをつくった方からの御意見もあったというふうに聞いております。

今後、基本構想であったりまち・ひと・しごとの総合戦略の中でも、きやまん、きやまるのほうを産業分野のほうで活用していきたいという方針を出させていただいているのですが、そういう部分に活用していこうとすればするほど、今のままの固まったポーズ、幾つかのパターンだけでは事業者の皆様方が使いにくいのではないかと思いますものですから、例えばの話なんですが、熊本のくまモンですね、あそこは事業者が活用するに当たってガイドラインであったりそういうものを定めておりますので、そういう中できちんとルールづけをしながら活用していくと。そのためにも今回商標登録をすべきというふうに考えております。

〇議長(鳥飼勝美君)

久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

実は私もそのように思っております。きやまんという特徴的な図柄から、ここを使えばきやまんになるみたいな形で、どんどん逆にかけ離れていっている部分がある。そしてまたきやまるというのが突如として生まれてきて、全身黄色というのは非常にやはり私たちに衝撃を与えました、ある意味。そういった意味でも、これは執行権の範疇に入るかもしれませんけれども、私個人的な意見としては、もういっそのこときやまるは非公認にしたほうがいいのではないかというふうな考えも持っています。きやまんはきやまんとしてきちんと基山町

のキャラクターにして、きやまるは、基山町が管理運営はしていきますけれども、非公認なんだと。そういうちょっとニュアンス、切り口を変えた見方もこれからちょっとある意味必要になってくるのではないかというふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

土田産業振興課長。

〇産業振興課長(土田竜一君)

いただきました御意見については十分検討させていただきますけれども、今現在、先ほど言いましたように基本構想であったり総合戦略であったり、それに対応するために商標登録のほうを先にさせていただいています。この意味合いにつきましては、商標登録をいたしますと4カ月から半年ぐらいの審査期間をもって登録をされますので、その間に先ほど言いましたガイドラインであったり例えば運用の部分であったりそういうものを定めていきたいと考えておりますので、今いただきました御意見はその中で十分検討させていただきたいと思っております。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。重松議員。

○9番(重松一徳君)

今言われましたイメージキャラクターの商標登録委託料ですけれども、内容的にはわかったといいましょうか、説明は受けたんですけれども、これは委託しなければできない業務ですか。自分たちでこれ商標登録できないんですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

土田産業振興課長。

〇産業振興課長(土田竜一君)

今回予算として計上させていただいていますものは委託という形でお願いしているところですけれども、これを申請するに当たっては、類似の部分の確認であったりいろいろな作業が伴うものと認識しておりますものですから、委託という形で計上させていただいているところです。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。牧薗議員。

〇6番(牧薗綾子君)

その下のところの19節のところですが、最初の説明では、弥生が丘のほうの乗り入れの実証実験であるという説明をいただいたのですけれども、この乗り入れに関しては町民の方からもちょっと意見があるので、ルートで調べるのか、期間はどれぐらいなのか、ちょっと具体的にわかれば教えてください。

〇議長(鳥飼勝美君)

熊本まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (熊本弘樹君)

この弥生が丘の乗り入れに関しては住民の方からの要望もございましたので、鳥栖市のほうと昨年度に申し入れをさせていただいて、その後にいろいろと協議をさせていただいたところでございます。そういった中である程度のそれぞれの合意ができましたので、今後については、12月中にそれぞれの公共交通活性化協議会でこの路線についての乗り入れの決定を行っていただく予定にいたしております。その後、当然実証実験を行うに当たっては住民の方への周知等も必要でございますので、そういった観点から、12月中に決定がなされましたら、今のところの予定では2月の中旬ぐらいから実証実験のほうに移行できればというふうに考えております。期間については約3カ月から5カ月程度、そのあたりで実証実験としてできないかというふうに考えておるところでございます。現在の予定では1日午前中2便、午後2便の4便を予定いたしておりまして、旋回箇所を弥生が丘の鹿毛病院のところで旋回をする予定でございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

次、行きます。20ページ、総務費、徴税費1目、2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

21ページ、同じく総務費、戸籍住民基本台帳費。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

22ページ、総務費、選挙費1目、5目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

同じく9目、23ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

24ページ、民生費、社会福祉費1目、2目、5目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(鳥飼勝美君)

25ページ、同じく児童福祉費1目、2目、3目まで。末次議員。

〇3番(末次 明君)

3款2項1目の20節扶助費、たんぽぽ保育園の運営費ということで園児の増加ということをお伺いいたしました。たんぽぽ保育園は若干基山の中心部から離れておりますが、園児が増加するということは非常にいいことだと思いますが、基山町としてはどのように分析されておるのでしょうか。

それから、この中の運営費というのは具体的にどういうのに使われる分なのでしょうかお 願いします。

〇議長(鳥飼勝美君)

鶴田こども課長。

〇こども課長(鶴田しのぶ君)

20節のたんぽぽ保育園の運営費について、まず入所人員の増ですけれども、たんぽぽ保育園は6月から定数を140人に40人増加しました。それにつきまして4月あたりから入所の受け付けも行っておりましたけれども、徐々にふえてまいりまして、年度末までに140の定員に到達するのではないかと思っております。この様子を見ておりますと、この中で0、1、2歳、俗に言う3歳未満児の預け入れ、入所がふえてきております。これは基山保育園もそうですけれども、働くお母さんたちが育休明けであったり、これから働こうという方たちがふえてきておりますので、求職期間も含めて預けられるということで、そういうところでふえてきているのではないかなというふうに思っております。

たんぽぽ保育園の運営費ですけれども、子供たちが生活するのに必要な分、例えば備品で あったり給食費であったりそういうものに使われております。 以上です。

〇議長(鳥飼勝美君)

末次議員。

〇3番(末次 明君)

今のお話を聞きますと、やはり基山町は今後人口減に対する若いお母さんたちとかを呼ぶ ための何かヒントがあるように思いますので、このあたり基山保育園も含めてその辺をうま く活用していただけたらと思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

同じく、その扶助費の施設型給付費の削減、約900万円近く。これについて説明してください。

〇議長(鳥飼勝美君)

鶴田こども課長。

〇こども課長(鶴田しのぶ君)

施設型給付費ですが、これは今年度4月から新制度になりまして発生した事業でございます。施設型給付費として、ころころ保育園、小規模保育事業を行っております。最初にころころ保育園につきましては4名から19名の定員のところで考えておりましたけれども、年度末予定人数が6人ということで、若干減っております。また、布津原幼稚園、バディスポーツ幼稚園ということで認定こども園に対しても施設型給付費として支払いを予定しておりましたが、これが1名ずつということで、その公定価格に合わせたところの支出ということで当初からしまして約半分の875万8,000円の減額というふうになっております。

以上です。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。重松議員。

〇9番(重松一徳君)

3款2項1目の7節賃金の関係ですけれども、説明ではひまわり、コスモス放課後児童クラブの臨時雇賃金の減というふうに説明を受けたのですけれども、私も話を聞けば大体月額平均してやはり6万円か7万円しかなっていない中で、この113万円も減ということは物す

ごい人員の減かなと。受け入れ予定よりもそんなにめちゃくちゃ減っていない関係では、支援員さんの就労人員的には何で当初予算と比べてこんなに113万円も減になっているのか、 そのことについて説明をお願いします。

〇議長(鳥飼勝美君)

鶴田こども課長。

〇こども課長(鶴田しのぶ君)

これにつきましては、当初ではひまわり教室Cクラスを福祉交流館のほうで行うことにしておりましたが、そこの部分でC教室での実施を行っておりませんので、その分の人数をひまわり館のほうに充てております。その関係もありますけれども、時間が過ぎれば子供たちは帰っていきますので、そういうところで支援員の配置が時間を追って少なくなっていくというところもあります。コスモス教室につきましても2教室の予定で予算を組んでおりましたが、実際1教室で運営できておりますので、そのあたりで今回の更正になっております。以上です。

〇議長(鳥飼勝美君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

コスモス教室は確かに2クラスを実質は1クラスというのはわかります。ひまわり教室の場合、確かにCクラスは利用していないと。夏休みについては、ランチルームは使用していると、だから平常時は使っていないという場合はそうなっていますね。しかし、それは運用の問題でCクラスは今使えないんだという形でしていますし、Aクラス、Bクラスについては、今1クラス40名につき2名という形ですから、Aクラスについては4人、Bクラス2階については4人というふうな今支援員の配置になっていますね。私も時々見るんですけれども、とてもじゃないけれども、この4人ではAクラス、Bクラスをとても見切れる状況ではないと。もう支援員さんはてんてこ舞いでされているんですね。これだけ減額する金額があれば、私は増額しろと言っているわけではないんですよ。減額する金額があれば、例えば4人4人を5人5人に余裕を持ってさせてもらうとか、そういうのはこれは運用でできるのではないですか。ぜひ私はここをしていただきたいと。

それこそ課長も時々見られてわかっていると思いますけれども、やはり1クラスが70人という面では、実際は今70人も通っている子供はいないと思いますけれども、とにかくもうや

はり大変なんですね、支援員さんが。天気のいいときには外でも遊ぶ室内でも遊ぶとなっていますから、とても4人では見切れないというふうな状況だろうと思いますけれども、この辺を私は配慮して、AクラスBクラス4人4人だから、もうそれでお願いしますよではなくて、この辺の運用を柔軟に支援員さんができるようなことをやはり検討すべきではないのかと思いますけれども、どうでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

鶴田こども課長。

〇こども課長(鶴田しのぶ君)

この件については、確かに人数もふえておりますし気になるお子さんたちもいて大変だということは支援員からも聞いておりますし、私の目でも見てきております。その中で、十分に支援員のほうと協議いたしまして、2人以上の支援員の設置ということになっておりますので協議をしていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

次、行きます。26ページ、衛生費、保健衛生費1目、2目、3目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

27ページ、衛生費、清掃費2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

28ページ、農林水産業費、農業費2目、3目、5目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

29ページ、商工費1目、2目。久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

1目19節負担金補助及び交付金、商店街活性化事業補助金20万円、これについて概要を説

明ください。

〇議長(鳥飼勝美君)

土田産業振興課長。

〇産業振興課長(土田竜一君)

これにつきましては、今回、モール商店街のほうから申請があったものでございます。それで内容は、今空き店舗になっております店舗、3店舗でございますけれども、そこのシャッターに絵を描いて活性化を図りたいというような内容でございます。それでやり方としましては、近隣の高校生等に御協力いただいてシャッターペイント事業という形で進めていきたいということです。それで、総額の予算としまして約30万円の事業でございまして、それの3分の2ということで20万円を計上させていただいております。

以上です。

〇議長(鳥飼勝美君)

久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

モール商店街から申請があったということで大いに結構なことだと思います。ただ、この 補助金を申請する条件、これは何か恐らく基準があると思うんですけれども、その基準の内 容を教えてもらっていいですか。どこでも申請すれば3分の2出てくるというわけではない と思うんですけれども。

〇議長(鳥飼勝美君)

十田産業振興課長。

〇産業振興課長(土田竜一君)

議員おっしゃるとおりでございますが、今回、年度途中の申請ということでもございます。 それで、要綱としましては商工業の振興に寄与するという要綱がございますけれども、その 要綱を使わせていただこうと思っております。それで、当初は実は地域おこし協力隊が一つ の活性化のプランとしまして持ってきた部分でございますけれども、地域おこし協力隊とい うよりも、本来はモール商店街としてこういう事業をどうお考えになるのでしょうかという ことで一旦返させていただきまして、それでモール商店街としまして御検討いただいて、や はり商店街として取り組んでみたいというようなお話があったものですから、そういう経過 を踏まえまして、今回、先ほど言いました商工業の振興に関するものとして捉えさせていた だきました。そこの中には商店街の振興に寄与すると町長が認めたものということがございますので、その中で、商店街の振興に寄与する、またはにぎわい再生に寄与するということで捉えさせていただいているところです。

〇議長(鳥飼勝美君)

久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

高校生が商店街のシャッターに絵を描いていくということで、私としては行政も余り口出しせずに本当に若い感性を生かしてやっていただきたいというふうに思っています。ただ、シャッター街に絵を描くというのは、モール商店街の中であれ、この町の景観の一つになるのは間違いありません。そういった意味でも、やはりもう自由にどうぞではなく、余り規制をかけるのは私も好きではないんですけれども、例えばある程度の統一感を持ってぜひ臨んでいただきたい。それが基山の風景がいいのかそれとももっとポップなものがいいのかは別として、やはり何らかの統一感を持って町の景観になり得るものができればさらによいことだと思っていますが、いかがでしょうか。

〇議長(鳥飼勝美君)

土田産業振興課長。

〇産業振興課長(土田竜一君)

議員おっしゃるとおりだと思っています。それで、当初企画を持ち込まれたときに、今ちょうど基山町については基本構想の見直し時期に入っていると、そういうところを含めて、まずは皆さんでそういうところも勉強してくださいというような形は申し上げています。その中で出てくるものについて何かしら統一感を持ったものがあるとすれば、そこは非常に尊重していきたいと思っているところなんですが、今の段階でこちらからこういうものをというところには少しまだタイミングが早いのではないかと思いますので、やはり次代を担う高校生あたりにもこれを機に基本構想であったりそういう町の方向性であったりそういうものを最初に読んでいただいたりする中で出てくるものをちょっと待ちたいなと思っているところです。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

今の部分でちょっと参考までに聞かせていただきたいのですが、このモール商店街での店舗数と、そのうちシャッターの閉まった店舗、現在どのくらいあるのかわかれば。

〇議長(鳥飼勝美君)

土田産業振興課長。

〇産業振興課長(土田竜一君)

大変申しわけございません。今、数字を持ち合わせておりませんので、きちんと調べまして御回答させていただきます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

次、行きます。30ページ、土木費、道路橋梁費1目、2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

31ページ、都市計画費、公園費。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

32ページ、土木費、住宅費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(鳥飼勝美君)

33ページ、消防費。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

34ページ、教育費、事務局費。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

35ページ、教育費、小学校費1目、2目、3目、4目。大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

お尋ねですけれども、3目の基山小教育振興費及び4目の若基小教育振興費の13節委託料、

外国語指導。その辺の17万円、それから若基のほうが12万円、この件は委託料が減っている んですけれども、どういうことで減ったのですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

これは、契約に基づきまして契約額が確定しましたので、その分で減額をさせていただいております。

〇議長(鳥飼勝美君)

次、行きます。36ページ、中学校費1目、2目。大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

同じく36ページの2目の教育振興費の一番最後の13節のやはり外国語指導委託料56万8,00 0円、これはどこから発生するのですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

こちらのほうも同じでして、委託料が額が確定をいたしまして、当初予算から今回契約を させていただいて額が確定しましたので、その分の金額を更正をさせていただいております。

〇議長(鳥飼勝美君)

大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

これはあくまでも予算額ということで当初はとられていたのだと思うんですが、基山小、 若基小、中学校、減額はいいことだと思いますけれども、何が変わって減額となったのです か。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長(内山十郎君)

見積もりの入札というか、業者を選定をする段階でこの額で決まりましたので、その分の 額を更正をさせていただいているところでございます。内容は、こちらから仕様書を出しま してその内容に基づく業務をやっていただく分ですので、内容等が変更になったから減額と いうわけではございません。

〇議長(鳥飼勝美君)

河野議員。

〇8番 (河野保久君)

その関連ですけれども、当初中学校のは二百五、六十万円とっておられましたよね、たしか。当初予算ですね。それが約20%減ったという形、5分の1ぐらいですね。時間数は今ちなみにどのぐらい……。中学校のこれ出すときに業者に委託されている時間数と、わかりましたら概要を。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長 (内山十郎君)

中学校は各クラス週1回入るような計算で仕様書をつくらせていただいております。クラスに週1回でございます。年間35週です。

〇議長(鳥飼勝美君)

河野議員。

〇8番 (河野保久君)

それはもうここ何年ずっとそういう形で行っておられるんですか。小学校のほうもそうい うことですか。

〇議長(鳥飼勝美君)

内山教育学習課長。

〇教育学習課長 (内山十郎君)

それはもうその内容でここ数年やっております。それで小学校の場合は、5、6年生は中学校の1、2、3年生と一緒ですけれども、低学年のほうはもう少し長いスパンで、各クラス月1回回るような回数で業務内容には入れております。

〇議長(鳥飼勝美君)

次、行きます。37ページ、教育費、社会教育費1目、3目、4目、5目。松石健児議員。

〇1番(松石健児君)

5目の13節の委託料が更正されておりますけれども、これ理由が何かフィルタリング設定 を外したことだというふうに伺っております。京都のほうでもフィルタリングを外してウイ ルス等での問題が出ているような話も伺っておりますけれども、外した経緯を教えてください。

〇議長(鳥飼勝美君)

熊本まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (熊本弘樹君)

この分につきましては9月に補正をさせていただいて、基山町の施設のWi-Fi化を図っていくということで計上させていただいておりまして、当初県のほうに照会をした段階ではフィルタリングについては必須ということで伺っておりましたけれども、よくよく調べてみますとそこの部分については努力義務であるということになりましたので、今回、一応フィルタリングについては外していくということにさせていただいています。

それで、先ほど松石議員が言われたような京都のフィルタリング問題というのは、完全なフリーWi-Fiになっておりまして、ゲートとかを設けずに、いわゆるもうアクセスした段階ですぐに使えるような形の部分が若干問題になっているようでございます。今回想定いたしておりますのは、フィルタリングについては一応通しませんけれども、ゲートの番号といった部分については一度は入力していただかないと使用できないような形での運用を図っていきたいというふうに思っています。それと、佐賀県自体としては、やはり町内ではなかなか想定できませんけれども、海外の方も含めた広く大勢の方にこのWi-Fi化を普及することによって御利用していただきたいという考え方もあるようでございますので、そういった両面を考えまして今回フィルタリングを外させていただくということで決定をしたところでございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

次、行きます。38ページ、教育費、保健体育費1目、2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

39ページ、公債費1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

40ページ、予備費。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

以上で議案第43号に対する質疑を終結いたします。

日程第13 議案第44号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第13. 議案第44号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の38ページをお開きください。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

次、歳入歳出補正予算。30ページ、歳入。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

40ページ、歳出。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

事項別明細をお開きください。事項別明細の3ページ、歳入。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

3ページ、国庫負担金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

4ページ、国庫補助金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

5ページ、4款療養給付費交付金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

6ページ、県補助金、財政調整交付金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

7ページ、他会計繰入金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

8ページ、雑入。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

9ページ、歳出に行きます。総務管理費1目、2目、3目。9ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

10ページ、徴税費。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

11ページ、療養諸費1目、2目、3目、4目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

12ページ、高額療養費1目、2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

13ページ、後期高齢者支援金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

14ページ、老人保健拠出金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

15ページ、介護納付金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

16ページ、基金積立金。松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

まず最初に、1,000万円積み立てるとこれで基金の額は幾らになりますか、今度の補正で。 1億6,000万円。

〇議長(鳥飼勝美君)

安永住民生活課長。

〇住民生活課長 (安永宏之君)

基金積立額の今年度末の予定ですけれども、1億9,319万4,000円ほどになります。

〇議長 (鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

それで、ちょっと歳入のところで言っておけばよかったのですが、今回保険者支援金分が 入ると言うことで、それを基金に積み立てたという形になっていると思います。この前資料 をいただいたところによると、被保険者当たり3,600円ぐらい国からお金が入ってくると。 表現は適切ではないかもしれないけれども、ありがたいというわけではありませんけれども、 私は当然のことと思っていますけれども。

それで、私も繰り返し今まで申し上げておるわけですけれども、国民健康保険税が高いというのは、これはもう町民の方の一致した意見なんですね。これは安いと言われる方は、それは中にはいらっしゃるでしょう。やはりこれを何とかしなければいかんと、下げられるものなら下げていただきたいということで私はたびたび提案もしてきているわけです。それで、基金が2億円近くに今度なる中で、そして今年度の見通しとしても、医療費も昨年度に比べれば少なくなっていくというふうな状況の中で、やはり私は下げるという方向で検討していただきたいと思うんです。いや、なかなかそうならないんですよということなんでしょうけれども、それで、一つ提案をこの前からちょっと一般質問の中でしておりますけれども、子供に係る均等割りの国保税の減免ですね、この部分。これについては、生まれた瞬間に国保税がかかってくると。ところが、一般の被用者保険はそうならないわけですね。ですから、それも提案したんですが、これについて何とかならんかと。わずかな金額、私はちょっと試

算しておりませんので、やはり2億円からの基金が今度出てくるということになれば、これ は基山町がやろうと思えばやれるわけではないわけですから、やはりちょっとぜひ前向きに 検討していただきたいと思うのですが、この前提案だけにとどめておきました。きょう見解 をお聞きしたいと思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

安永住民生活課長。

〇住民生活課長 (安永宏之君)

まず、保険税が安くならないかという件ですけれども、この支援金でやはり財政が若干潤いましたけれども、ことしについては昨年に比べて5%までは医療費は上らないと思いますけれども、平成27年、平成28年、平成29年に平均して5%保険給付費が上るというふうな試算をしますと、平成29年度で基金を取り崩しながら大体5,000万円ぐらいしか残らないのではないかというふうに試算をしておりますので、医療費が伸びなければもっと余っていきますけれども、やはりその分については、平成30年度から県単位化になりますので、ためられる分だけためてといいますか、そのときに激変緩和できるようにやっていきたいなというふうに思っています。

今、基山の保険料は同一世帯同一所得でいきますと県内で15番目に安いところに位置して おりますので、県単位化になりますとどうしても今よりも上がっていくのではないかと、標 準的な部分が。それの激変緩和をするという意味で、もう積み立てられるときには積み立て ていくという方向でいきたいというふうに思っております。

子供さんが生まれたときとかに保険税が上るという件については、国のほうでも若干意見とかが出て検討はされておりますけれども、その後のニュースというのが入ってきておりませんので、何とも言えないというふうに思います。基山町独自ではできないというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

一般質問でもちょっと議論したわけですけれども、県単位化になると基山町の国保税は上ると。上るから、基金を少しでも積み立てておいて激変緩和を図っているということ。それ

はそれでわかるわけですけれども、やはり今町民の方が望まれているのは、非常に所得が上らない中で、一般的に言って税金だけが高くなるという中で、やはり少しでも下げられるものなら、例えば国の支援金分で3,000円を下げられるわけですね、簡単に言ってしまえば。新しく入ってきたわけですから。さっき言ったようにちょっともうけものということではありませんけれども、そういうことを実際やっているところもあるわけですので。それはいろいろなことを考えればそれは本当に不安だということはわかりますよ。しかし、今一番大切なのは基山町民の方の暮らしですから、やはりそこに応えていくという姿勢があるとは思いますけれども、具体的な形で、例えばさっき言った子供。いや、国がやってくれればそれは助かりますけれども、やはり基山町としてそれはやれるわけですから、やろうとすれば。思えば。町長の決断でやれるわけですから、やはりやれることは地方分権の中で率先してやっていくと、この姿勢が私は非常に大事だというふうに思っていますので、ぜひそういう意味では国のいろいろなことを待たずにやっていくことをぜひお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(鳥飼勝美君)

次、行きます。17ページ、償還金及び還付加算金。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

18ページ、予備費。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

以上で議案第44号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第45号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第14. 議案第45号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を 議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書41ページをお開きください。ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

42ページ、歳入歳出予算補正。歳入。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

43ページ、歳出。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

事項別明細に移ります。事項別明細3ページ、歳入。受託収入。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

4ページ、保健事業費。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

以上で議案第45号に対する質疑を終結します。

日程第15 議案第46号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第15. 議案第46号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、 本案に対する質疑を行います。

44ページをお開きください。

45ページ、ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

それでは、基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書です。

1ページ、収益的収入及び支出。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

3ページ、同じく支出。 3ページ、4ページ、5ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

6ページ、資本的収入及び支出。収入。

[「なし」と呼ぶ者あり]

7ページ、支出。8ページまでです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

9ページ、下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、15ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(鳥飼勝美君)

以上で議案第46号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第16 議会改革特別委員会の設置について

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、日程第16. 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

本件については、議会改革に関する調査審査をするため、基山町議会委員会条例第4条の 規定により、議会改革特別委員会を審査終了まで設置し、同特別委員会委員定数を12名とす ることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会を審査終了まで設置し、同特別委員会 委員定数を12名とすることに決定しました。

なお、議会改革特別委員会委員の指名については、基山町議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

異議なしと認めます。よって、議長において議会改革特別委員会の委員の指名を行います。 議会改革特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

日程第17 委員会付託

日程第17. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

[資料配付]

〇議長(鳥飼勝美君)

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

お諮りします。基山町議会会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

~午後2時38分 散会~